

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	信教の自由保障に関するアメリカ憲法判例の現状の一断面
他言語論題 Title in other language	A Snapshot of the Present State of the U.S. Supreme Court's Free Exercise Clause Case Law
著者 / 所属 Author(s)	佐々木 弘通 (SASAKI Hiromichi) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 憲法調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	904
刊行日 Issue Date	2026-4-20
ページ Pages	31-60
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	本論文は、信教の自由保障に関する保守派 6 対リベラル派 3 のイデオロギー的分岐線に沿った 2025 年アメリカ合衆国最高裁判所判決を紹介・分析して、この分野の法現実を把握する試みである。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

信教の自由保障に関するアメリカ憲法判例の現状の一断面

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 憲法調査室主任 佐々木 弘通

目 次

はじめに

I 本判決の憲法論

- 1 本判決の概要
- 2 本判決の構成
- 3 本件の事案
- 4 暫定的救済を得るための要件
- 5 憲法論
- 6 暫定的救済に関する結論的判断

II 本判決の憲法論の検討

- 1 本判決の憲法論の大枠
- 2 本判決の、信教の自由に関する保護範囲論と制約論

おわりに

キーワード：アメリカ憲法、宗教条項、自由実践条項、親の宗教教育の自由、アーミッシュ、トランスジェンダー、同性婚、分極化社会

要 旨

- ① アメリカ合衆国最高裁判所（以下「最高裁」という。）においては、保守派裁判官とリベラル派裁判官の構成比率が、2021-22年開廷期以降は従来の5対4から6対3となり、その分岐線に沿った6対3での保守派イデオロギー色の鮮明な判決が少なくなかった。
- ② 本稿では、最高裁の直近の2024-25年開廷期における信教の自由保障に関する判決で、正にそのようなイデオロギー的分岐線に沿った6対3の判決—Mahmoud v. Taylor, 606 U.S. 522 (2025)（以下「本判決」という。）—を、紹介し分析することを通じてこの分野の法現実を把握することを試みる。
- ③ 本判決は、ある学区の教育委員会が、公立小学校の国語カリキュラムにおいてLGBTQ+が登場する物語書物を導入した1年後に方針転換をし、その書物を用いた授業指導からの子どものオプト・アウト（選択的離脱）を認めないことにしたところ、その措置が親の宗教教育の自由を侵害し合衆国憲法修正第1条の信教の自由保障条項に違反すると判断し、その措置に対する暫定的差止命令を行った。
- ④ 本判決は、親には子どもの宗教的な育て方を方向付ける憲法上の権利があり、公立学校が信仰に敵対的な環境となり子どもの宗教的発展を実質的に妨げるとき、その権利に制約が認められる、という憲法的判断枠組みを先例から導き出し、その枠組みに従った当てはめ判断として、本件では前記措置によりその制約が認められるとした。続いて、その制約が憲法上正当化されて合憲と判断できるかどうかを厳格審査し、正当化できないと判断した。
- ⑤ 本判決の憲法論が説得的かどうかを評価する最大のポイントは、憲法上の権利に対する制約が認められるとした制約論にある。本判決は、教室で子どもに親の信仰内容と正反対のメッセージが伝えられることを捉えて、信教の自由に対する制約ありと論ずるが、そこに説得力を見いだすのは困難である。
- ⑥ 本判決ではそもそも本件の事実把握においてイデオロギー的立場による分岐が見られる。分極化社会において、共通基盤となるべき憲法的価値を前進させるのは困難な営みである。

はじめに

(1) 合衆国最高裁判所 2024-25 年開廷期の全般的な特徴

本稿執筆時点で合衆国最高裁判所（以下「最高裁」という。）は、2025年10月（の第1月曜日）6日に開始し2026年6月末頃に終了する2025-26年開廷期のさなかにある。本稿は、その直近の2024-25年開廷期（以下「本開廷期」という。）において特に重要な判決の1つとみなされる、信教の自由に関するある判決—Mahmoud v. Taylor, 606 U.S. 522 (2025)（以下「本判決」という。）—を取り上げて、その紹介と検討を行う。なぜこの判決が重要かは、この判決を生んだ本開廷期それ自体がどのような特徴を持ったのかと関連する。そこでまずその点を、ニューヨークタイムズ紙が掲載した、「トランプにとって意気揚々の開廷期 緊急判決を燃料源に」という見出しの下に本開廷期を振り返る司法記者2名の連名記事⁽¹⁾に拠って、明らかにしよう。

本記事が指摘する本開廷期の第1の特徴は、緊急事件表（emergency docket）⁽²⁾に関する簡易な手続による判決が激増したこと、それはドナルド・トランプ（Donald J. Trump）氏が大統領2期目⁽³⁾の最初の20週間で19件の緊急申立てを行い、下級審における敗北の結果をその訴訟の継続期間中は止めるよう最高裁裁判官に求めたのに由来すること、それに対して最高裁は、保守派裁判官6名対リベラル派裁判官3名のイデオロギー的分岐線に沿った判決で、トランプ政権が求めたことの一部又は全てを認める判決を出したこと、である。

緊急判決の多くは、急いで執筆された大雑把な準備書面にのみ基づいて口頭弁論なしに出される。緊急判決は通常、理由付けをほとんど又は全く含まない匿名の命令として言い渡される。本記事によれば、トランプ政権の発足20週間で緊急申立て19件という数は、バイデン政権4年間の緊急申立ての総計と同数であり、ジョージ・W・ブッシュ（George W. Bush）とバラク・オバマ（Barack Obama）の大統領期16年間の8件よりはるかに多い。そしてトランプ政権側の勝利判決の連続という結果は、トランプ氏がその大統領1期目に、現在の保守派裁判官6名のうち3名を任命して作り替えた最高裁⁽⁴⁾だからこそである。また緊急判決において反対意見

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年2月20日である。引用文中の(x)(y)⋯、(1)(2)⋯、(p)(q)⋯、(→)□⋯、⊖⊖⋯、(a)(b)⋯、(m)(n)⋯、(A)(B)⋯、等の記号は、特に断らない限り、読者の読解と本稿の叙述の便宜のために本稿筆者が付したものである。引用文中の括弧〔 〕内の記述は本稿筆者のものである。

- (1) Adam Liptak and Abbie VanSickle, “A Triumphant Supreme Court Term for Trump, Fueled by Emergency Rulings”, *New York Times*, June 28, 2025. (有料オンライン版。同紙について以下同じ。)
- (2) 緊急事件表に関する研究として参照、大林啓吾「緊急的司法の萌芽—シャドードケットの功罪—」『千葉大学法学論集』36巻3・4号, 2022.3, pp.238(1)-176(63); 水谷瑛嗣郎「シャドードケットと透明性をめぐる憲法的課題」宮川成雄編『アメリカ最高裁とロバーツ・コート—先例拘束原理の展開—』成文堂, 2024, pp.206-222.
- (3) トランプ氏は2025年1月20日に（ジョセフ・バイデン（Joseph R. Biden）政権期の4年間を空けて）第2期目の大統領に就任した。本開廷期のほぼ1/3を終えた時点である。
- (4) 2016年2月13日の保守派裁判官アントニン・スカリア（Antonin Scalia）氏の急逝時、最高裁は共和党任命の裁判官5名（スカリア、アンソニー・ケネディ（Anthony M. Kennedy）、クラレンス・トマス（Clarence Thomas）、ジョン・ロバーツ（John G. Roberts, Jr.）（首席裁判官）、サミュエル・アリート（Samuel A. Alito, Jr.））と民主党任命の裁判官4名（ルース・ベイダー・ギンズバーグ（Ruth Bader Ginsberg）、スティーヴン・ブライヤー（Stephen G. Breyer）、ソーニャ・ソトマイヨール（Sonia Sotomayor）、エレナ・ケイガン（Elena Kagan））で構成されていた（裁判官名の並びは任命順）。当時の大統領は民主党のオバマ氏であり、彼の指名した者がスカリア氏の後任裁判官に任命されれば前記構成が共和党任命裁判官4名対民主党任命裁判官5名に逆転する。そこで上院の多数党の共和党議員リーダーたちは、オバマ氏がおよそ後任候補者を指名するのに先立つ2月23日に、オバマ氏指名の候補者に対しては上院司法委員会が承認公聴会を持ち票決を行うことはおろか上院議員が候補者から儀礼上の挨拶を受けることさえ行わないと宣言し、その理由に、今後の最高裁の方向性は国民が決めるべきだからその年11月の大統領選挙の勝者が後任指名を行うべきことを挙げた（David M. Herszenhorn, “G.O.P. Senators Say

が顕名で表明されることは少なくなく、本記事によれば、5月以降のトランプ政権に関わる緊急判決9件の内6件がイデオロギー的分岐線に沿った6対3であった。

本記事が指摘する本開廷期の第2の特徴は、本案事件表 (merits docket) の諸事件に対する諸判決に関する事柄であり、イデオロギー的分岐の跡がそれほどは付いていないこと、しかし全体的にはかつてなく保守派の人々を満足させる結果を生み出しており、イデオロギー的対立の顕著な事件においてはイデオロギー的分岐線に沿った6対3の判決が出ていること、である。

本案事件表の諸事件は、略式でない準備書面と口頭弁論を経て顕名の法廷意見により判断される。本開廷期の諸事件は、トランプ政権の政策と直接に関係しないものが大部分を占めた。56件の判決の内イデオロギー的分岐線に沿った6対3のものは6件にとどまる。主要な事件のいくつかについて全員一致の判決を生み出してもいる。「それにもかかわらず、保守派コメンテーターらは、最も大きな諸判決と最高裁の方向性について満足の意を表している」と本記事は述べて、保守派月刊誌ナショナル・レビューのブログ「法廷メモ」におけるある論者の以下のコメントを紹介する。「保守派法律家の視点からすると、最高裁は本日、1930年代以降で最善の開廷期4つの1つとしてその開廷期を終えた。ちなみに上位の残り3つは、昨年、一昨年、そしてその前の年の開廷期⁽⁵⁾だ」⁽⁶⁾。その上で本記事は、「本案事件表上の事件に対する判決のうち保守派に歓迎されたもの」として2つを挙げる。1つは⁽⁷⁾、トランスジェンダーの未成年者のための特定の移行治療を禁止するテネシー州法を合憲と判断して「トランスジェンダーの権利に鋭い一撃を加えた判決」である。そしてもう1つが本判決であり、これは「最高裁がゲイとトランスジェンダーの権利などの諸価値を犠牲にして宗教的な人々を勝たせるとい

Obama Supreme Court Pick Will Be Rejected,” *New York Times*, Feb 23, 2016.) (その後オバマ氏は3月16日にメリック・ガーランド (Merrick Garland) 氏を指名)。その大統領選挙では民主党のヒラリー・クリントン (Hillary Clinton) 氏にトランプ氏が勝利し、後任裁判官にはニール・ゴースッチ (Neil M. Gorsuch) 氏が任命された (2017年4月10日)。続いて第1期トランプ政権は、まず、保守派裁判官ケネディ氏が2018年7月に引退したため、その後任にブレット・キャヴァノー (Brett M. Kavanaugh) 氏が任命された (同年10月6日)。ケネディ裁判官はゲイの権利や中絶の権利やアフターマティヴ・アクションに関する重要事件でしばしばリベラル派の側にくみしたため、この交代は最高裁の保守色を強めたと評されている。次に、リベラル派裁判官ギンズバーグ氏が2020年9月18日に死去した。その2か月後に大統領選挙があるのに、当時も上院多数党だった共和党は4年前と違う立場をとり、後任裁判官にエイミー・コーニー・バレット (Amy Coney Barrett) 氏が任命された (同年10月27日。その2週間後の大統領選挙でトランプ氏は民主党のバイデン氏に敗れた。)。こうして第1期トランプ政権はその終盤に、最高裁の構成を保守派裁判官6名対リベラル派裁判官3名とし、保守派の超多数 (supermajority) を獲得した (以上、Richard H. Fallon, Jr., *The Changing Constitution: Constitutional Law in the Trump-Era Supreme Court*, Cambridge, United Kingdom; New York, NY: Cambridge University Press, 2025, pp.1-5 を参照)。6名の保守派裁判官はいずれも、それ以前の時代と比べて格段に入念にその保守的志向を検査・確認された上で共和党大統領によって指名されており、そのことにはフェデラリスト・ソサエティという団体 (1982年結成) が大きな役割を果たしている (*ibid.*, pp.58-61)。6対3になった後は、従来とは違い1名のスイング・ヴォートが仮にあっても保守的な結論は揺るがなくなった (*ibid.*, pp.75-76)。

(5) 論者のいう「その前の年の開廷期」は2021-22年開廷期であり、これは最高裁の構成における保守派の超多数体制が2020年10月末に成立 (同上を参照) した後最初の開廷期である。論者の挙げる開廷期3つ各々の目玉判決は、先例を変更して妊娠中絶権を憲法上の権利でないとした *Dobbs v. Jackson Women’s Health Organization*, 597 U.S. 215 (2022)、高等教育における人種に基づくアフターマティヴ・アクションを修正第14条の平等保護条項違反とした *Students for Fair Admissions, Inc. v. President and Fellows of Harvard College*, 600 U.S. 181 (2023)、2020年大統領選挙の結果を覆すためのトランプ氏の大統領在任時の複数の行為の刑事責任を問うた事件で広範囲の刑事免責を認めた *Trump v. United States*, 603 U.S. 593 (2024) である。なお本開廷期の目玉判決は、緊急事件表上の事件でありながら例外的に口頭弁論を経て顕名の法廷意見で著された *Trump v. CASA, Inc.*, 606 U.S. 831 (2025) であり、連邦地方裁判所の差止命令の効力範囲を訴訟当事者に限定していわゆる全国的差止命令の可能性をほぼ排除した (それはトランプ政権の計画を反対派が止めるための重要手段を奪う効果を持った。)

(6) Ed Whelan, “Excellent Alito Opinion in *Mahmoud v. Taylor*,” June 27, 2025. National Review website <<https://www.nationalreview.com/bench-memos/excellent-alito-opinion-in-mahmoud-v-taylor/>>

(7) *United States v. Skrametti*, 605 U.S. 495 (2025).

うトレンドを、継続した」。いずれもイデオロギー的分岐線に沿った6対3の判決であった。

(2) 本稿の目的と課題

本記事にあるように、本判決の第1の特徴は、裁判官のイデオロギー的分岐線に沿った6対3の判決であることである⁽⁸⁾。本判決には、アリート裁判官が執筆した法廷意見（ロバーツ首席裁判官、トマス、ゴーサッチ、キャヴァノー、バレット各裁判官が同調）とソトマイヨール裁判官が執筆した反対意見（ケイガン、ケタンジ・ブラウン・ジャクソン（Ketanji Brown Jackson）各裁判官が同調）のほか、トマス裁判官が執筆した同意意見があった。第2に、本判決による信教の自由の保護は、ゲイとトランスジェンダーの権利の価値を押し戻す効果を持った。

本稿の目的は、合衆国憲法において信教の自由を保障する修正第1条の自由実践条項⁽⁹⁾に関する最新判例を紹介し分析することで、この分野の法現実をその限りで把握することである⁽¹⁰⁾。この分野の法現実本判決の法廷意見が提供するから、本稿はこれを検討対象の中心に置く。検討の視角は、その憲法論が憲法的なものの考え方として説得的かどうかである。

I 本判決の憲法論

1 本判決の概要

まず、本件の事案とそれに対する本判決のポイントを、本判決の法廷意見の、冒頭の①・②の2段落—法廷意見のテキストにおいて、判決理由の本体に入る前の、いわば前文の部分—の叙述に沿って、確認する（丸番号は段落番号として本稿が付したもの。以下同じ。）⁽¹¹⁾。

「①メリーランド州モンゴメリー郡教育委員会（以下「教委」という。）は、様々な「LGBTQ+が登場する（LGBTQ+-inclusive）」物語書を小学校カリキュラムに導入した。これらの書物及び付随の教員向け教本は、セクシュアリティとジェンダーについての子どもの考え方を「攪乱する（disrupt）」ことを狙いとしている。教委は親（＝保護者）⁽¹²⁾に、(x) 同書物がいつ使用されるかを親に事前通知しないこと、(y) 同書物が使用される時間の子どもへの出席は義務であること、を伝えた。多様な宗教的背景からの親の集団が、この方針（policy）を差し止めるために出訴した。新カリキュラムは、オプト・アウト（opt-out. 選択的離脱）の否定という教委の決定と結

(8) 2024-25年開廷期には、宗教条項に関する判決が他に2つあった。Oklahoma Statewide Charter School Board v. Drummond, 605 U.S. 105 (2025) は、全国で初めて設立された宗教的なチャーター・スクールにオクラホマ州が公金を支出することが憲法上許されるかどうかの問題となった事案だが、バレット裁判官が忌避したため、per curiam（無記名の判決）でただ4対4で原判決（許されないと判断）是認の結論となった旨のみを示した。Catholic Charities Bureau, Inc. v. Wisconsin labor & Industry Review Commission, 605 U.S. 238 (2005) は、カトリックの慈善団体に免税を否定したウィスコンシン州最高裁の判断は教派間差別に当たり公定制条項（後掲注(9)）に照らし適用上違憲であると全員一致で判断した。

(9) 合衆国憲法の修正第1条は、「連邦議会は、宗教の公定制に関する、あるいはその自由な実践を禁止する…法律を定めてはならない（Congress shall make no law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof; …）」と規定する。一般に、この訳出した部分の全体を宗教条項（Religion Clauses）、その前段を公定制条項（Establishment Clause）、その後段を自由実践条項（Free Exercise Clause）という。公定制条項と自由実践条項はそれぞれ、政教分離原則と信教の自由の保障を規定する憲法条項である。

(10) 2015-16年開廷期～2023-24年開廷期を対象に自由実践条項の最高裁諸判決を検討する研究として、高畑英一郎「信教の自由」大林啓吾・溜箭将之編『ロバーツコートの立憲主義 2』成文堂、2025、pp.199-233。

(11) 以下の本稿本文で、法廷意見の記述内容を段落ごとに鍵括弧でくくって紹介する場合、その記述はほぼ法廷意見の原文の翻訳だが、本稿の目的にとって周辺の部分を簡略に訳す又は省略することがある。また原文内の、括弧内の補足的記述や出典表示、脚注番号及び脚注を、本稿の目的に必要な限り原則として省略する。

(12) 複数形の名詞 “parents”・“children” のそれぞれに、本稿は基本的には単数形の「親」・「子ども」の訳語を当てた。

合する場合、彼らの宗教的実践に対して憲法上許されない負担をかける、と彼らは主張する。」

「②本日我々〔＝法廷意見にくみした裁判官6名〕はこう判示する。親は自らが暫定的差止命令を求める資格を持つことを示した、と。公権力（government）が親に対して、親が子どもに教え込もうと願っている（wish to instill）宗教的信仰及び実践（religious beliefs and practices）「を掘り崩す、非常に現実的な脅威（a very real threat of undermining）」を提起する（pose）授業指導（instruction）を、子どもに受けさせる（submit）よう要求するとき、公権力は親の宗教的実践に負担をかけている（burden）〔先例⁽¹³⁾として *Wisconsin v. Yoder*, 406 U.S. 205 (1972)⁽¹⁴⁾を援用。以下、この判決を「*Yoder*」という。〕。そして公権力は、無償の公教育という便益を、そのような教育を親が受容することに条件付けることはできない。これらの法理に基づき、親は教委の方針に対する異議申立て（challenge）に成功する見込みが高いと我々は結論する。」

2 本判決の構成

法廷意見は、そのいわば前文に当たる部分（公式判例集の出版前オンライン暫定版⁽¹⁵⁾において分量的におよそ1ページ分⁽¹⁶⁾。以下、同じ標準に基づいて各章等の（脚注の記述分を含む）分量目安を記載する。）で、このように本件事案とそれに対する本判決のポイントを述べた上で、その本体部分に入っている。その本体部分は4章構成である。I章（14と1/2ページ）は、事案の概要を述べる。II章（2/3ページ）は一本件においては、上訴人の求めに応じて、本案の訴訟が進行する間の仮の救済である暫定的差止命令を認めるべきか否かが争われていることに鑑みて一、暫定的救済を得るための4つの要件を確認する。III章（23ページ）は、上訴人が本案で勝つ見込みがあること、というその第1要件の検討として、「LGBTQ+が登場する」物語書物を導入した新カリキュラムの、オプト・アウトを否定した形での実施が、果たして修正第1条の自由実践条項が保護する親の権利を侵害するものとして違憲と評価されるかどうかを検討し、違憲であるとの判断に到達する。IV章（1ページ）は、暫定的救済を得るための残りの3つの要件も満たすとの判断を示し、教委に対して暫定的差止命令を出す。

以下では法廷意見の内容を、それ自身の構成に沿って見ていく。

3 本件事案

(1) 法廷意見のI章の構成

法廷意見のI章（14と1/2ページ）は、A・Bの2節構成である。

A節（9と1/3ページ）は、モンゴメリー郡の社会的事情と本件の制度的ないし法的前提を

(13) 法廷意見の記述に先例が援用される場合、宗教条項に関する先例については事件名と掲載資料情報を記すが、そうでない先例については（注を施す1点を除いて）「〇〇年のある判決」とだけ記す。

(14) 邦語文献として参照、金原恭子「*Wisconsin v. Yoder* 信教の自由」『英米判例百選 第3版』（別冊ジュリスト139号）有斐閣、1996、pp.42-43；齊藤小百合・奥平康弘「公教育と宗教の自由（上）・（下）—合衆国最高裁ヨーダー判決再訪—」『時の法令』1558号、1997.11.30、pp.35-45；『時の法令』1560号、1997.12.30、pp.53-60；瀧澤信彦『信教の自由—アメリカにおける宗教的自由の法理の形成—』信山社、2000、pp.149-206；阪口正二郎「リベラリズム憲法学の可能性とその課題」藤田宙靖・高橋和之編『憲法論集—樋口陽一先生古稀記念—』創文社、2004、pp.585-612；中川律「*Yoder* 判決を考える—アメリカの公教育における子どもの利益と市民育成—」『法学研究論集』26号、2007.2、pp.1-20；松尾陽「リベラルで民主的な社会に対するアーミッシュの問いかけ—The Story of *Wisconsin v. Yoder*, 409 U.S. 205 (1972)—」大沢秀介・大林啓吾編『アメリカ憲法と公教育』成文堂、2017、pp.147-182。

(15) *Official Reports of the Supreme Court: Preliminary Print*, Volume 606 U.S. Part 2 pages 522-655, 2025.6.27. <https://www.supremecourt.gov/opinions/24pdf/606us2r63_n648.pdf>

(16) 当該部分は、形式的には、606 U.S. 522, at 528-530 と3ページにわたるが、各ページの大部分を、法廷意見掲載に先立つ本訴訟に関する説明部分に付いた脚注の記述が占めており、実質的な分量はおおむね1ページである。

述べた上で、教委が、まず前記の新カリキュラムを導入し、やがて前記のオプト・アウト否定方針を打ち出すまでの経緯を述べる。この A 節は、1・2 の 2 項構成である。1 項（6 ページ強）は、モンゴメリー郡の社会事情、義務教育に関する州法の内容、モンゴメリー郡の公教育に関する制度の概要を述べ、本件に関わる教委のガイドラインに言及した後、教委が国語カリキュラムに「LGBTQ+ が登場する」物語書物を導入した経緯、本件の訴えに関わる 5 点の書物の概要、「LGBTQ+ が登場する」物語書物を用いた指導の具体的内容、などを述べる。2 項（3 ページ強）は、「LGBTQ+ が登場する」物語書物を導入したカリキュラムの実施当初はオプト・アウトを容認していた教委が、どのような経緯を経てその否認へと転換したのかを述べる。

B 節（5 ページ強）は、まず、上訴人（側の訴訟当事者）である夫婦 3 組と団体 1 つについて述べ、次に、最高裁に上がってくるまでの下級審の経過について述べる。この B 節は、1・2 の 2 項構成であり、1 項（3 ページ弱）が上訴人（側の訴訟当事者）について、2 項（2 ページ強）が下級審の経過について、述べている。

(2) 法廷意見の I 章 A 節 1 項—国語カリキュラムへの「LGBTQ+ が登場する」物語書物の導入

法廷意見の I 章 A 節は、1・2 の 2 項構成である。

1 項は、①～⑭の 14 段落構成である。以下では、その構成に沿って記述内容を紹介する。

まず、①～③は、本件の背景事情を説明する。

「① 100 万人超の住民を擁するモンゴメリー郡は、メリーランド州で最も人口の多い郡である。最近の調査によれば、同郡はまた、全国で「最も宗教的に多様な郡」である。すなわち、キリスト教諸教派の多彩な集まりを抱えるだけでなく、ユダヤ教・イスラム教・ヒンドゥー教・仏教の信者数の人口比で、全国 5 指に入る郡である。同郡はさらに文化的にも多様であり、エチオピア人のコミュニティなどいくつかの民族的コミュニティを擁しており、ある調査によれば「家庭で英語を話すのは同郡住民の 56.8% にすぎない。」

「②メリーランド州法は、5～18 歳の住民に対して「学年度の全体を通して定期的に公立学校に通学する」よう求めている（Md. Educ. Code Ann. § 7-301(a-1)(1) (2025)）。この一般原則に対する例外として州は、特定の諸要件の充足を条件に、親がその子どもを私立学校に通学させたり家庭で教育したりすることを許している（§ 7-301(a)(3)）。違法に子どもを公立学校から欠席させる親は、罰金、強制的な社会奉仕、さらには自由刑に処され得る（§ 7-301(e)。」

「③モンゴメリー郡の公教育は、全国で最も大きい学区の 1 つであるモンゴメリー郡公立学校〔以下「本件学区」という。〕が提供する。2022-23 学年度には、本件学区の 210 の学校に 16 万人強の生徒が在籍しており、その業務予算は 30 億ドル近い。本件学区を監督・管理するのが教委である。教委は、選挙された郡住民 7 人と生徒 1 人で構成される、方針決定団体である。」

次に、④は、あえて教委のガイドラインに言及する。

「④モンゴメリー郡の宗教的多様性を踏まえて、教委の「宗教的多様性を尊重するためのガイドライン」は、本件学区の生徒の宗教的「信仰や実践」に対して「合理的な配慮措置」を行うことへのコミットメントを明言している。配慮措置は様々な形をとる。例えば本件学区のある職員によれば、教委は「校長に対して、学校は試験その他の主要な行事の日程を、多くの生徒が欠席し得る…あるいは宗教的又は文化的しきたりに従事し得ると本件学区が想定するところの、数十の「記念日」には、組むのを避けるよう、助言する。」

続いて、⑤・⑥は、国語カリキュラムに「LGBTQ+ が登場する」物語書物を導入した理由

と書物の選書基準について述べる。

「⑤ところが本件は、配慮措置を求める広汎で熱烈な要望に対して耳を傾けることを、教委が狭量に拒絶したこと (abject refusal) から生じている。2022年までの数年の間に教委は、「現行の [国語 (English & Language Arts)]⁽¹⁷⁾カリキュラムで用いられている書物は、LGBTQの登場人物を含んで (include) いないため、モンゴメリー郡の多くの生徒と家族を反映していないと判断した」。そこで教委は、自らが「LGBTQ+が登場するテキスト (LGBTQ+-inclusive texts)」と呼ぶものをそのカリキュラムに導入することを決定した。本学区の複数校長名で送られたあるメールに表れているように、教委は「批判的選択の基準目録 (Critical Selection Repertoire)」に従って選書したが、この「基準目録」は選書者に対して候補テキストを審査して、「異性愛規範は補強されるかそれとも攪乱される (disrupted) か」、「シス⁽¹⁸⁾規範 (cisnormativity) は補強されるか攪乱されるか」、「支配的文化を支える権力の階層構造は補強されるか攪乱されるか」、などの問いを発するように要求していた。」

「⑥この「基準目録」その他の基準に従って、教委は、幼稚園前 (pre-K) 学年から第12学年までの国語カリキュラム用に、13点の「LGBTQ+が登場する」テキストを選んだ。本件訴訟で争われているのは、幼稚園から第5学年までの生徒用—つまり一般には5～11歳の間の子どもたち用—に承認された5点の「LGBTQ+が登場する」物語書物である。」

その後、⑦～⑪は、本件訴訟で争われている物語書物5点⁽¹⁹⁾それぞれの概要を述べる。

「⑦いくつかの短い描写が、物語書物の一般的な趣を例証するのに役立つであろう。『違いを超えた仲間たち (Intersection Allies)』⁽²⁰⁾は、異なる背景の子どもたち何人かの物語を伝える。あるページではトランスジェンダーらしき子どもケイトが、男女別でない、又は男女いずれ用であるかがはっきりしない、洗面所に居て、こう宣言する。「友だちはみんなわたしの選択と場所を守ってくれる。お手洗いは、あらゆる部屋と同じく、安全な空間であるべきです。」この書物には「ページごとの討論ガイド」がある。それは、「出生時には性別に従ってジェンダーが決定されていますが、人生のいつの時点でも1つのジェンダー又は複数のジェンダーと自認することを選択できるし、いずれのジェンダーとも自認しないことも選択できます」、と主張している。また、「ケイトは代名詞 they/their/them を [he・she より] よいと思います」と説明し、「あなたにいちばん合う代名詞は何?」〔強調は同書原文〕と問うている。」

「⑧『王子と騎士 (Prince & Knight)』⁽²¹⁾は、成人になった王子の物語を伝える。親は彼を「優しくてふさわしい花嫁」と結婚させようとする。「たくさんの女性」と会った後、王子は親に、「伴侶には何か違うものを求めている」と伝える。本のもっと先で王子は、騎士と2人で恐ろしい

(17) このカリキュラムに関する邦語文献として参照、パメラ・J. ファリス、ドナ・E. ウェルデリッヒ (高橋邦年監訳、渡辺雅仁ほか訳) 『ランゲージアーツ—学校・教科・生徒をつなぐ6つの言語技術—』玉川大学出版部、2016。(原書名: Pamela J. Farris and Donna E. Werderich, *Language Arts: Process, Product, and Assessment for Diverse Classrooms*, 5th ed., Illinois: Waveland Press Inc., 2011.)

(18) “cisgender” (名詞) とは、「シスジェンダーの人《身体の性と自己意識としての性が一致し、それに従って生きる人》」の意味である (南出康世・中邑光男編集主幹『ジーニアス英和辞典 第6版』大修館書店、2023)。

(19) 5点全ては絵本と性格付けてよい書物である。法廷意見はその附録に、『愛を込めて、ヴァイオレットより』を除く4点から各1～4ページの画像を載せており、反対意見はその附録に、『ボビー伯父さんの結婚式』に絞ってその全部を載せている。なおアメリカでは、本件の書物に類似した絵本等の児童書を学区ごとの決定により禁書に指定して当該学区内の学校の教室・図書室から排除する動きが生じているが、そうした絵本を「黒人」・「LGBTQ」等のテーマごとに紹介した文献として参照、堂本かおる『絵本戦争—禁書されるアメリカの未来—』太田出版、2025。

(20) Chelsea Johnson et al. (Author), Ashley Seil Smith (Illustrator), *Intersection Allies: We Make Room for All*, New York: Dottir Press, 2019.

(21) Daniel Haack (Author), Stevie Lewis (Illustrator), *Prince & Knight*, New York: Little Bee Books, 2018.

竜と戦い終えた後、騎士の「腕の中」に落ちる。兜を取った騎士と王子は「お互いの目を見つめ合い、2人の胸は激しく鼓動し始める」。後に王国全体が「2人の結婚の日に」拍手喝采する。」

「⑨『愛を込めて、ヴァイオレットより (Love, Violet)』⁽²²⁾は、ヴァイオレットという名の女の子について描く。彼女は女子同級生のミラにぞっこんである。ミラはヴァイオレットの「胸をドキドキさせて」、「百頭の馬が駆けるみたいに轟かせる」。最初ヴァイオレットはミラと交流するのに尻込みしたが、やがて2人はバレンタイン・デーに贈り物を交換し合う。その後、2人が手をつないで「雪の積もる上を全速力で走っていく」場面が現れる。「走った先に何かあるかを見てみるために。2人一緒で。」

「⑩『準備万端—ペネロペという名の少年についての真実の物語— (Born Ready: The True Story of a Boy Named Penelope)』⁽²³⁾は、当初は女の子として遇されるペネロペという子どもの物語を伝える。物語はペネロペの視点から語られる。あるところでは次のように言う。「もしみんながちゃんと聞いてくれるなら、ぼくのことを話すよ。内側ではぼくは男の子なんだ」。後にペネロペの母が「もし自分が男の子であるように感じているなら、それで構わないのよ。」と請け合うと、彼女はこう言う。「違うよママ、男の子であるように感じているんじゃないくて、ぼくは本当に男の子なんだ」〔強調は同書原文〕。そして母にこう伝える。「ママのことは大好きだよ、でもぼくはママのようにはなりたくない。パパのようになりたいんだ。明日が来てほしくない、だって明日になるとぼくはママのような外見になるから。お願いだから助けて、ママ。ぼくが男の子になるのを助けて」。そこで母は彼女が男の子であることに同意する。するとペネロペは言う。「本当に初めてのことだけど、ぼくの内側が、火のように感じられない。内側が、温かく金色の愛のように感じられる」。その後、家族がペネロペを男の子として遇し始めた後、兄が「男の子になることなんてできないよ。男の子に生まれるしかないんだ」、と不平を言う。この発言を母は叱る。「あらゆることに理屈がつく必要はないんだよ。これは愛の問題なんだよ、と。」

「⑪最後に『ボビー伯父さんの結婚式 (Uncle Bobby's Wedding)』⁽²⁴⁾は、クロイという名の女の子の物語を伝える。彼女は大好きな伯父ボビーが恋人ジェイミーと結婚すると知らされる。ボビーとジェイミーが婚約を発表したとき、誰もが大喜びする、ただ「クロイを除いては」。クロイはどうして伯父が結婚するのか「分か〔ら〕」ないと言うが、それに答えて母はこう説明する。「大人同士があれば愛し合っていれば、結婚することがあるのよ、と。」

最後に、⑫～⑭は、新カリキュラム実施に先立って、「LGBTQ+が登場する」物語書物を国語カリキュラムに導入することの意味を教委がどのように説明したか、また、教委が教員用に用意し配付した、授業指導が伴う教室討論における生徒との想定質問に対する回答例集、及び親からの想定問合せに対する回答例集、それぞれの概要について述べる。

「⑫教委は、「教員が新テキストを、他の書物が用いられているのと同様の仕方でカリキュラムに組み込むよう提案した。すなわち、(1)その本を書棚に置いて生徒が自分で見つけ得るようにする、(2)その本を楽しむだろう生徒にその本を薦める、(3)文学サークル、読書会、2人一組読書グループに対して選択肢の1つとしてその本を提供する、(4)音読用にその本を使う、と

⁽²²⁾ Charlotte Sullivan Wild (Author), Charlene Chua (Illustrator), *Love, Violet*, New York: Farrar, Straus and Giroux (BYR), 2022. 法廷意見の原文において書物の標題にコンマが入っていないのは誤りである。

⁽²³⁾ Jodie Patterson (Author), Charnelle Pinkney Barlow (Illustrator), *Born Ready: The True Story of a Boy Named Penelope*, New York: Crown Books for Young Readers, 2021.

⁽²⁴⁾ Sarah S. Brannen (Author), Lucia Soto (Illustrator), *Uncle Bobby's Wedding*, New York: Little Bee Books, 2020. 物語中、ボビーはクロイの母の兄弟なので、uncle の訳語を便宜的に「伯父さん」とした。

いう仕方である」。さらに教委は、「他のあらゆる教材と同様」、(5)「教員は LGBTQ+ が登場する書物を授業指導 (instruction) の一部として用いるという期待」を表明した。本件学区のある職員は、「教員は LGBTQ+ が登場する書物を全く使わない選択はできない」ことを明確にした。」

「⑬教委はまた、「LGBTQ+ が登場する」物語書物を伴う授業指導は、教室討論 (class discussion) を含むと考えた (教委の弁護士いわく、「その後に生じる討論があるでしょう。実際、その後に討論が生じることを誰もが望むと私は思います。))。そうした教室討論を予期して、教委は 2022 年夏、「教員研修ワークショップ」を主宰した。その場で、書物の提示する主題に関する生徒からの質問にどのように返答するかを提案する案内文書 (guidance document) を教員に提供した。例えば、(1) 男性同士は結婚できないと生徒が主張する場合には、同文書は教員に、「大人同士であれば結婚できます。お互いに愛し合う 2 人の男性は、結婚したいと決断することができます」と答えるよう促した。(2) 登場人物が「女子として生まれたら男子にはなれないよ」と生徒が主張する場合には、教員は「そのコメントは人を傷つけます (hurtful)」と答えるよう促された。(3) 「トランスジェンダーって何?」と生徒が質問する場合には、教員は、「人が生まれたとき、周囲の人々はその人のジェンダーを推測し、その人の身体の部位に基づいて「男子」とか「女子」とかその人を分類します。それは正しいときも間違っているときもあります」と説明するよう勧められた。同文書は、生徒の「あれかこれか思考を攪乱する」よう、教員を促した。」

「⑭同じワークショップで教委はまた、親の問合せに対して特定の応答を提案する案内文書を教員に提供した。例えば、(1) 学校は家庭で教えられた価値を「拒絶」するよう子どもに教えようとしているのかと万一親が尋ねた場合には、教員は、「LGBTQ+ についての教えは、生徒に特定の考え方を持たせることを目的としていません。それは、唯一の「正しい」又は「正常な」在り方が存在しないと示すことを狙っているのです」と答えるよう促された。同文書はまた、(2) ジェンダーと性自認 (sexual identity) についての「明示的な授業指導」は行わないことを、教員が親に対して請け合うよう促した。しかし同時に、「生徒にとって新しく馴染みのない言葉を定義する必要は出てくるかもしれない」こと、「質問や会話が自然発生的に生じるかもしれない」こと、を伝えるよう促した。(3) もしこの情報によっても親が安心しない場合には、教員は親に、「親には常にその子どもを、これらのテキストを用いる間、自宅待機させる選択肢があります。ただしそれは、正当な理由による欠席にはなりません」と伝えてよいとされた。」

(3) 法廷意見の I 章 A 節 2 項—当初のオプト・アウト容認方針からその撤回へ

法廷意見の I 章 A 節 2 項は、①～⑦の 7 段落構成である。

まず、①・②は、LGBTQ+ が登場するテキストを導入した直後からオプト・アウトを求め声が上がったことと、それに関連する教委のある会合について述べる。

「①教委は 2022-23 学年度に、「LGBTQ+ が登場する」テキストを本件学区の諸学校に正式に導入した。間もなく親は、物語書物に関して「個々の教員や校長や本件学区職員に連絡し始め」、それらに関係する教室での授業指導から子どもを退席させるよう求めた。教委の会合の場に現れて、物語書物の内容に関する懸念を表明する親も出てきた。例えば 2023 年 1 月 12 日の会合である母親は、「その多くは仕事があるので今日ここに来れない [自分の] 地域の親の声」を自分が代弁するとした。そしてこう述べた。親が「不満に思う」理由は、「教育者と行政が、家庭で [親が] 子どもに教えていることの背面に回って、子どもにジェンダー・イデオロギーの考え方を押し付けている」と考えるからである。親は教委が、「彼らの宗教と信仰体系と家

庭的伝統が実は間違っていると「子どもに対して」示唆している」と感じている、と。」

「②この同じ会合である委員はこれに応じて、「本日の証言のいくつかは個人的に不愉快でした。トランスジェンダーとLGBTQの人々は、イデオロギーではなく現実なのです。…女性はこの世で特定の従属的役割のみを得るべきだと教える宗教は世の中に存在しますが、本学区が職業的役割を果たす女性を描く書物を教室内に置かないことは考えられません」、と述べた。教委の生徒委員はその思いに同意し、「無知とヘイトは私たちのコミュニティに確かに存在します。でもどうか、どの生徒にも一私たちの大きな郡の16万人の生徒一人一人に一、学校制度の中に居場所があることを知ってください」と宣言した。」

次に、③は、初年度に教委がオプト・アウトを許す方針を採ったことと、それが教委自身のガイドラインに適合していたことを述べる。

「③当初、教委は異議を唱える親に妥協し、(x)「LGBTQが登場する」物語書物が教えられるときにはその旨を親に事前通知し、(y)子どもがその書物に関する授業指導から退席するのを許す方針を採った。この方針は、教委の一般的な「宗教的多様性を尊重するためのガイドライン」と適合していた。それは当時、こう規定していた。「可能な場合には、学校は授業指導のプログラムに対する合理的で実施可能な調整 (adjustments) を行う努力をしなければならない。その調整は、生徒からの依頼 (request)、又は生徒のための親・保護者からの依頼—彼らの宗教的信仰に実質的な負担を課すと彼らが考えるところの、特定の教室討論や活動から退席することを許してほしいという依頼—に配慮する (accommodate) ためのものである」、と。」

続いて、④～⑥は、次年度からのオプト・アウト否認の声明を教委が出した直後からそれに反対の声が上がったことと、関連する教委のある会合及びその報道記事について述べる。

「④しかしこの妥協は長続きしなかった。2023年3月に教委は声明を発表し、(y)物語書物と「関わることからのオプト・アウトを、生徒と家庭は選べない」、また(x)「教員は、LGBTQが登場する書物が読まれるのに先立って家庭通知の書簡を送らない」、と宣言した。ある本件学区職員によると教委がその方針変更を決断した理由は特に、(p)「個々の校長と教員が、教室環境に重大な中断 (disruption) をもたらすことなく、増大するオプト・アウト依頼に配慮措置を行うことができない」からである。同職員はまた、(q)物語書物が教えられる教室からの退席を一部生徒に許すと、他の生徒を「社会的なスティグマと孤立」に晒露 (さいろ) する (expose) ことになる、と述べた。そのため2022-23学年度末に現行配慮措置全部を終了すると告知された。」

「⑤その後間もなく、1,000名を超える親が請願に署名して、教委にオプト・アウト権の回復を求めた。また、多くのムスリムとエチオピア正統派を含む何百人もの不満を抱いた親が教委の公的会合に現れて、オプト・アウトを認めるよう教委に懇願した。2023年5月の会合では、ある住民が証言し、「何千人もの」親が「彼らの真摯に抱く宗教的信仰と衝突する内容」からのオプト・アウトを撤回されることで「深い失望と裏切られた思い」を感じていると述べた。同じ会合ではある生徒も証言し、「私のような生徒に、宗教的信仰に反する要注意で大人向きの話を含む内容と書物からオプト・アウトすることを認めるよう」教委に求めた。」

「⑥だが教委は動じなかった。証言の後、複数の教育委員ともう一人の本件学区職員が発言し、物語書物が、明確にセクシュアリティとジェンダーを主題に据えた授業指導に用いられるのではなく「読み書き (literacy) のカリキュラム」の一部として用いられることを、「はっきりさせた (clarify)」。その後のある雑誌記事によれば、ある教育委員は、(1)オプト・アウト支持の立場で証言した生徒を「『ちょっと可哀想』に感じた」、「そして、その生徒はこれまでどれく

らい親に教わった『ドグマをおうむ返し』してきたのだろうと不思議に思った」と振り返った。同委員はまた、(2)「[親が] その宗教的ドグマに厳密に従う教育を子どもに受けさせたいなら、子どもを私立の宗教系学校に送ることができる」という自らの見解を表明した。同委員はさらに、(3) 異議を唱える親は、公民権について習うことから子どもを遠ざけたいと願う「白人優越主義者」や、「移民家族に関する物語」に反対する「外国人嫌い」と似ていると示唆した。」

最後に、⑦は、その他の場面では教委が広くオプト・アウトを許していると指摘する。

「⑦教委は他の学校諸活動からは依然として子どものオプト・アウトを許している。その諸活動の中には、授業指導の「家族生活と人間の性 (human sexuality)」単元 (unit) が含まれているが、同単元については州法 (Code of Md. Regs., tit.13a, § 04.18.01(D)(2)(e)(i) (2025)) が、オプト・アウトを要請している。また、教委は「宗教的多様性を尊重するためのガイドライン」を改定し、オプト・アウトの許容される条件を狭めたがなお、「カリキュラム外の活動、例えばクラス・パーティーや自由時間イベントで、かつ、家庭の宗教的な実践、及び／又は家庭の他の実践、と衝突する物又は実践を伴うもの」からは、オプト・アウトを認めている。」

(4) 法廷意見の I 章 B 節—各上訴人とその主張、下級審までの経過

法廷意見の I 章 B 節は、・2 の 2 項構成である。

1 項は、上訴人 (側の訴訟当事者) であるカップル 3 組と団体 1 つについて述べており、①～⑦の 7 段落構成である。①・②、③・④、⑤、はそれぞれ、本件訴訟提起時に本件学区の小学校に通う子どもを持つ、ムスリムのカップル、カトリックとウクライナ正統派のカップル、カトリックのカップル、それぞれの主張について述べる。⑥・⑦は、「[本件学区] において事前通知とオプト・アウトに関する親の権利の回復を主張するために形成された」親と教員の非法人団体であるキッズ・ファーストと、本件訴訟提起時に本件学区の小学校に通う、ダウン症かつ注意欠陥障害の娘を持つ、同団体のある委員 (カトリック) の主張について述べる。

2 項は、下級審の経過について述べる項であり、①～⑥の 6 段落構成である。

①～③は、本件訴訟の第 1 審判決までの経過を述べる。

「①教委のオプト・アウト撤回決定に直面して、上訴人は本訴訟をメリーランド州地区連邦地方裁判所に提起した。上訴人は、他の主張と共に特に、教委のオプト・アウト否定方針 (no-opt-out policy) が宗教の自由実践の権利を侵害すると主張した。上訴人は、「教委が、一親の異議を乗り越えて— [その] 子どもと他の生徒たちに」、その物語書物を「読み、聴き、又はそれについて討論するよう強いるのを禁止する」内容の暫定的及び本案的差止命令を求めた。」

「②この要求を支えるのに、親は *Yoder* の先例に大きく依拠した。この事件は第 8 学年までで子どもに普通学校教育を辞めさせたいと願うアーミッシュの親に関するもので、その願いは、子どもの 16 歳までの通学を要請するウイスコンシン州法に正面から反していた。*Yoder* において我々 [=最高裁] は、親には「子どもの宗教的な育て方 (upbringing) を方向付ける (direct)」権利があること、親が子どもに教え込もうと願っている宗教的信仰及び実践「を掘り崩す、非常に現実的な脅威」を提起する法は、この権利を侵害し得ること、を認めた。同州の通学義務法がアーミッシュの宗教的実践に課す実質的負担に鑑みて、我々は同法が「修正第 1 条が防ぐべく意図された正にその種類の、宗教の自由実践に対する客観的危険 (objective danger) を伴っている (carry with it)」と判示した。」

③は、「本件で親は、*Yoder* の法理が自らの状況に適用されると主張し、その主張に基づいて、

本案が終了するまでの間、異議申立て対象である授業指導から子どもがオプト・アウトすることを許す暫定的差止命令を求めた」が、連邦地方裁判所はその救済を否定したことを述べる。同裁判所は、『sui generis（独特の事案）』であり、『アーミッシュ共同体に独特な宗教的信仰及び実践に厳然と（inexorably）結び付いている』として *Yoder* の先例性を斥（しりぞ）けた」。

④・⑤は、2対1で第4巡回区連邦控訴裁判所が〔中間〕上訴を棄却した事実、及びその多数意見と反対意見の概要を述べる。「上訴人が *Yoder* に依拠する点に関しては、多数意見は、同判決が『非常に限定されており』、『記録上の固有の証拠に合わせた』ものであると述べて、その議論を簡単に斥けた」。⑥は、上訴人による申立てに応じて最高裁が裁量上訴受理令状を発布した事実を述べる。そして最後にこう述べる。「我々はここに、自らに暫定的差止命令を求める権利があることを親が立証した（show）と判示し、下級審の判断を破棄する」、と。

4 暫定的救済を得るための要件

法廷意見のⅡ章（2/3 ページ）は、①・②の2段落構成である。

①は、修正第1条の自由実践条項を引用した後、「連邦議会」を名宛人とするこの規定が、先例により、修正第14条を介して州に対しても適用されること、ゆえに公立学校は宗教的実践に対して憲法違反の負担を課してはならないこと、を述べる。

②は、本件の現時点での親の請求に対応する形で、暫定的救済を得るための要件を述べる。

「②親は次のように主張する。教委による「LGBTQ+ が登場する」物語書物の導入—通知とオプト・アウトを与えないという教委の決定と結合したとき—〔以下「本件導入」という。〕は、親の宗教実践に対して違憲の負担を課す、と。訴訟の現段階において親は、この訴訟が進行する間、親が物語書物に関係する授業指導から子どもを退席させることを許す、暫定的差止命令を求めている。この種の暫定的救済を得るためには、先例により、親は以下の4点を立証する必要がある。(一)本案で勝つ見込みが高い（likely to succeed）こと。(二)暫定的救済がないと回復不能な害悪を受ける見込みであること。(三)エクイティ（equity）⁽²⁵⁾のバランスが親の側に傾くこと。(四)差止命令が公益に資すること。〔2008年のある判決を援用。〕親は、以上の立証を行った。」

5 憲法論

(1) 法廷意見のⅢ章の構成

法廷意見のⅢ章（23 ページ）は、冒頭の1つの段落の後、A・Bの2節構成である。

その冒頭の段落（1/2 ページ）で、次のように述べる。「まず最初に、我々は次のことを判示する。すなわち、教委の方針が親の宗教的実践に対して違憲の負担をかけている、という主張において、親は勝つ見込みが高い、と⁽²⁶⁾。「我々はずっと前から、親の、自らの子どもの『宗教的な育て方』を方向付ける権利を、認めてきた」〔*Espinoza v. Montana Department of Revenue*, 591 U.S. 464 (2020) を援用（以下、この判決を「*Espinoza*」という。）。引用部分中の引用が *Yoder* からのものであることを指摘〕。そして、その権利は子どもの「宗教的発展（development）を実質的に妨げる（substantially interfere with）」政府施策によって侵害される、と我々は判示してきた〔*Yoder* を援用〕。そのような妨害は、「修正第1条が防ぐべく意図された正にその種

⁽²⁵⁾ エクイティはコモンローと並ぶ「英米法の二大法体系の一つ」(小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社, 2011, p.375 の“equity”の語義説明)であるが、本稿を読む上では「公平、公正」の意味で理解するので十分である。

⁽²⁶⁾ これは、暫定的救済を得るための4要件（法廷意見Ⅱ章を参照）の第1要件を満たす、という判示である。

類の、宗教の自由実践に対する客観的危険を伴っている」、と我々は述べてきた〔Yoder を援用〕。以下に説明するように、そのような「客観的危険」がここに存在すると我々は結論する。」

それに続く本体部分の A 節と B 節で、Ⅲ章は本件に関する憲法論を論じる。すなわち、A 節（17 ページ）が、本件導入が親の宗教的自由実践の権利に対する負担に当たると論じ、その上で B 節（5 と 1/2 ページ）が、その負担は憲法上正当化されない（から本件導入は違憲である）と論じる、という構成である。分量にも明らかなように、この憲法論の本丸は A 節である。

A 節（17 ページ）は、前置きの 1 文を記した後、1～3 の 3 項構成である。前置きの 1 文は、こう述べる。「我々は、⊖本件で問題となっている宗教的実践の性質を描写し、⊖それがなぜ教委の方針により負担をかけられることになるのかを説明することから始める。」

この前置きを受けて、A 節の 1 項（3 と 2/3 ページ）は、⊖を論じた上で、⊖に関する憲法的判断枠組みを提示する。2 項（5 ページ弱）は、その枠組みに従って本件導入を対象とした当てはめ判断を行い（⊖に関する憲法的当てはめ判断）、本件導入は親の宗教的自由実践に対する負担に当たると判断する。3 項（8 ページ強）は、本件導入が負担に当たるという判断に反対する様々な議論を a～e の 5 目に整理し取り上げて、それぞれに対して反論を行う。

B 節（5 と 1/4 ページ）は、前置きの 1 段落（2 文構成）を記した後、1・2 の 2 項構成である。前置きは、こう述べる。「これらの理由により、教委による「LGBTQ+ が登場する」物語書物の導入は、それが教委によるオプト・アウト否定方針と結合するとき、宗教の自由実践に向けた親の権利に対して負担をかけるものであると我々は結論する。そこで我々は、その負担が憲法上許されるかどうかの問題へと転ずる。」

これに続いて、B 節の 1 項（1 と 3/4 ページ）は、その負担が憲法上許されるかどうかを判断するための通例の手順を確認した上で、本件はその通例の手順によらないことが求められる例外的場合に当たるため、前記判断をいわゆる厳格審査により行うと論じる。2 項（3 と 1/2 ページ）は、その厳格審査を行い、その負担は憲法上許されない（= 違憲である）との結論に至る。

一般に、ある判決の理由中の、判断枠組みを定立した上でその枠組みに従った当てはめ判断を行い一定の法的帰結に至る論述部分が、その判決の本筋たる論理を成す。ただし、それと反対の法的帰結を目指して訴訟当事者が提出していた複数の主張や、その判決の反対意見の主張の中には、その判決（の法廷意見）から見て、自らの本筋たる論理だけでは十分に対応・論駁（ばく）できていないと考えられるものが残り得る。そこでそれらの主張のいくつかを取り上げてそれに反駁することで、本筋たる論理が到達した帰結を支え直す、協道たる論理の論述を、本筋たる論述に続けて行う例が、珍しくない。本判決にとって、本件導入が違憲であるという結論を導くための本筋たる論理は、A 節の 1 項と 2 項、及びそれに続く B 節の 1 項と 2 項、という筋道を通っている。そこで本稿ではこの筋道をつぶさに跡付ける。一方、A 節 3 項の論述は、A 節の 1 項と 2 項の本筋たる論理に対する協道たる論理に当たるため、紹介を省略する。

(2) 法廷意見のⅢ章 A 節 1 項—公権力行為が宗教的自由実践に対する負担に当たるか否かの憲法的判断枠組み

法廷意見のⅢ章 A 節 1 項は、①～⑪の 11 段落構成である。

まず、①～③は、「⊖本件で問題となっている宗教的実践の性質」が、公立学校における、親の、子どもの宗教的な育て方を方向付ける権利であることを明らかにする。

「①その核心において、修正第 1 条の自由実践条項は、宗教的行為（religious acts）「の遂行

を通じて、日々の生活において自らの信仰を生き抜くという、あらゆる種類の宗教的信仰を持つ人々の能力」を、保護する〔Kennedy v. Bremerton School District, 597 U.S. 507 (2022) を援用。以下、この判決を「Kennedy」という。〕。そしてこの国全域の多くの信仰者にとって、自らの子どもに対する宗教教育 (religious education) よりも重要な宗教的行為は、ほとんどない〔Our Lady of Guadalupe School v. Morrissey-Berru, 591 U.S. 732 (2020) (以下、この判決を「Our Lady of Guadalupe School」という。) の参照を求めた上で、「宗教教育は、合衆国で実践されている多くの信仰にとって死活的である」の一節を同判決から引用〕。誠に、多くのクリスチャン、ユダヤ教徒、ムスリム、その他、にとって、子どもの宗教教育は、単なる優先的実践ではなくむしろ宗教的義務である〔Our Lady of Guadalupe School の参照を再び求めている〕。この現実を、親である本件の上訴人は反映している。彼らは皆、自身の宗教的な信仰と実践に整合する仕方であらゆる子どもを育てる「聖なる義務」又は「神に与えられた責任」を有すると信じているのである。〕

「②自らの子どもを自らの宗教的信仰の中において教育する実践 (practice) は、あらゆる宗教的な行為及び実践と同様、我々の憲法によって大きな程度の保護 (a generous measure of protection) を受けている。『永続的なアメリカの伝統』に依拠して我々はずっと前から、親の、自らの子どもの『宗教的な育て方』を方向付ける権利を、認めてきた」〔Espinoza を援用。引用部分中の引用が Yoder からのものであることを指摘〕。そしてこれは、単に自らの家庭の境界線の内部において宗教を教える権利にすぎないものではない。むしろそれは、親が家庭の外において子どものためにしたいと願う選択にまで広がる。例えばそれは、子どもを公立学校の代わりに私立の宗教学校へと通わせるという親の決断を、保護する〔1925 年のある判決を援用〕。〕

「③しかしながら経済的その他の制約により、多くの親は「子どもを公立学校に通わせるほかに選択肢がない」〔2007 年のある判決のアリート同意意見を援用〕。その結果、子どもの「宗教的な育て方を方向付ける」親の権利は、もしその権利が公立学校の教室の中にまでその子どもについて行くのでないなら、空約束にすぎなくなる。ゆえに我々は、公立学校という環境において生徒の宗教的な育て方を妨げる公権力の能力に対する限界を、認めてきたのである。〕

次に、④・⑤は、1943 年判決の先例が、公立学校という環境において生徒の宗教的な育て方を妨げる公権力の能力に対してどのような限界を認めたのかを述べる。

「④初期の例が、West Virginia Board of Education v. Barnette, 319 U.S. 624 (1943)〔以下、この判決を「Barnette」という。〕にある。この事件で我々は、「国旗に代表される国を敬う趣旨の敬礼行為に参加するよう」生徒に要請した、ウエスト・ヴァージニア州教育委員会の採択した決議について検討した。従わない場合その生徒は放校処分となり、州の命令に従うまで復学を認められなかった。原告団が、旗を「偶像」と考えそれに対する敬礼行為を拒否するエホヴァの証人の信者に対してこの施策 (policy) を強行することを阻止するために、訴訟を提起した。彼らは、他の主張と共に特に、この施策が「宗教的自由の違憲な否定」であると主張した。〕

「⑤我々は、この施策を修正第 1 条と一致させ得ないことに同意した。州の施策の効果は、「指定された身振りや告白を行うことを公教育へのアクセスの条件とすると同時に、親と子ども両方を処罰することで〔公教育への〕出席を強制すること」である、と我々は述べた。その施策は、生徒に対して「それに反する自分自身の確信 (any contrary convictions of their own) を断念して (forego)、不本意の改宗者となる」よう明示的に求めてはいないものの、特定の⁽²⁷⁾「信条

27) 原文で「特定の」は「確約」の語にかかる。

と心の態度の確約 (affirmation of a belief and an attitude of mind)」を求めている。公立学校が生徒に対して、自身の信仰とその親の信仰に違背して (in contravention of) そのような確約を行うよう求めることは、修正第 1 条の許容する範囲を超えている。」

続いて、⑥～⑨は、*Yoder* が、公立学校という環境において生徒の宗教的な育て方を妨げる公権力の能力に対して、*Barnette* におけるそれとは違ったどのような限界を認めたのかを述べる。

「⑥ *Barnette* は、直接強制の中でも特にひどい種類のもの—生徒が親の宗教的信仰に反する確約を行うことの要請—に対処した。たがそのことは、修正第 1 条の保護が、子どもに対して親の宗教的実践から離れるよう強制する施策にだけしか及ばないことを意味しない〔強調は原文〕。その反対に、*Yoder* において我々は、自由実践条項が、子どもの宗教的な育て方に対するもっと微妙な形態の妨害を課す施策からも、保護すると判示したのである。」

「⑦ *Yoder* は、親に対して子どもを公立又は私立学校へ 16 歳まで通わせるよう要請するウィスコンシン州法に関する事件であった。被上訴人 3 名は同州のアーミッシュ共同体のメンバーであるが、この共同体はその子どもたちを第 8 学年の終了後には公立学校に通わせることを拒否していた。彼らの見解によれば、高校で教えられる諸価値は、「アーミッシュ的諸価値及びアーミッシュ的生活様式と著しく矛盾しており (in marked variance with)」、そしてそれは、「彼らの信仰と衝突する (in conflict with) 『世俗的』 影響に対する彼らの子どもたちの許されざる晒露 (impermissible exposure)」を結果する。これに答えて本法廷は、次のように述べた。公の高校教育は、「…仲間集団 (peer group) のやり方 (styles, manners and ways) に従えという圧力 (pressure to conform) を持つ、アーミッシュの信仰に敵対的な (hostile) 環境、そのような環境の中にアーミッシュの子どもたちを置く」ことになる。またそれは、「重要で形成的な思春期の人生期間に、物理的にも精神的にも、子どもたちを彼らの共同体から引き離す」ことになる、と。「要するに」と述べて、本法廷はこう結論した。「高校への通学は、アーミッシュの子どもアーミッシュの宗教共同体への統合に対して、深刻な障害 (barrier) を差し挟むものである」、と。」

「⑧ *Yoder* においては、*Barnette* とは違い、通学義務法がアーミッシュの子どもたちに対してその親又は自らの宗教的信仰に反する確約を行うよう強制する、という提起は全くなかった〔強調は原文〕。また、アーミッシュの子どもたちが自らの宗教によって禁止された特定の実践を行うよう強制される、という提起も全くなかった。そうではなく、宗教的実践に対する脅威は、高校教育が、「アーミッシュの子どもたちを、[彼らの] 信仰に反する態度・目標・価値という点での世俗的影響に晒露」し、「アーミッシュの子どもアーミッシュの宗教的発展を実質的に妨げる」、という事実を前提としていたのである。」

「⑨その妨害が、親の自由実践の権利を侵害した、と本法廷は判示した。義務教育法は「修正第 1 条が防ぐべく意図された正にその種類の、宗教の自由実践に対する客観的危険を伴っている」。なぜならそれは、アーミッシュの子どもたちを「アーミッシュの信仰に敵対的な環境」の中に置くからである。その環境において、子どもたちは、その信仰に反する観点や生活様式に「従えという圧力」に直面する。」

最後に、⑩は、*Yoder* が認めた種類の宗教的実践に対する脅威に当たるか否かが事実の重きを置いた審査によって判断されるという趣旨を述べ、⑪で、次の 2 項への接続を図る。

「⑩ *Yoder* における我々の判断が示すように、ある法が子どもの「宗教的発展を実質的に妨げる」かどうかの問題は常に事実集約的 (fact-intensive) である。その判断は、(a) 主張された特定の宗教的な信仰及び実践、に依存するとともに、(b) 問題となる教育的要請又はカリキュ

ラム的特徴の特定の性格、に依存する。例えば、非常に幼い子どもたちに向けられた教育的要請に対しては、高校生のための教育的要請とは違った分析がなされ得る。裁判所はまた、(c)問題となる授業指導又は教材が提示された特定の文脈、を考慮しなければならない。それらは中立的な仕方提示されたか、それともそれらは宗教的観点に「敵対的」であり生徒に「従えという圧力」を課そうと意図された仕方提示されたのか。」

「⑪ここで我々は、これらの法理を本件に対して適用することへと転ずる。」

(3) 法廷意見のⅢ章 A 節 2 項—本件導入が宗教的自由実践に対する負担に当たるか否かの憲法的当てはめ判断

法廷意見のⅢ章 A 節 2 項は、①～⑫の 12 段落構成である。

まず、①は、本件導入が宗教的自由実践に対する負担に当たるという結論を、先に述べる。

「①我々の前にある記録に照らして、我々は次のように判示する。教委による「LGBTQ+ が登場する」物語書物の導入—親に対する通知を保留しオプト・アウトを禁止する教委の決定と結合したとき—〔=本件導入〕は、その子どもの宗教的發展を実質的に妨げ、Yoder が受け入れ難いとした正にその種類の、宗教的实践に対する負担を課すものである、と。」

次に、②～⑨は、その理由の第 1 のポイントを述べる。

「②それがなぜかを理解するために、物語書物それ自体から始めよう。幼い子どもたち向けの多くの書物と同様、本件書物は間違いなく規範的である。それらは明らかに、特定の価値と信条を言祝（ことほ）ぐべき事柄として示し、それに反する特定の価値と信条を斥けるべき事柄として示すべく企図されている。」

③～⑥は、同性婚に関する物語書物に即して論じる。

「③例えば、同性婚に関する書物によって送られるメッセージを取り上げよう。多くのアメリカ人は、「神の教えにより、同性婚を宥恕（ゆうじょ）(condone) してはならない、と最大にして真摯なる確信をもって主張している」〔Obergefell v. Hodges, 576 U.S. 644 (2015)⁽²⁸⁾を援用〕。本件の親の各人がそうである。ところが本件物語書物はそれと正反対の観点を、幼く感受性が強い子どもたちに提示すべく企図されており、その子どもたちは、自分たちの先生の指導により伝えられるあらゆる道徳的メッセージを何の疑問もなく受容する傾向にあるのである。」

「④例えば、『王子と騎士』の本は、万人が同性婚を祝うべき理由として受け入れるべきだというメッセージを、明確に伝えている。幼い読者は、王子が王女探しに失敗するののがっかりし、その後王子が男性パートナーに出会うとき喜ぶように導かれる。「2 人の男性の結婚式の日、空気は歓声と笑い声に満たされました。なぜなら、王子とその輝く騎士はその後ずっと幸せに暮らすことになるからでした」とこの本は物語る。同性婚を祝うのは、家族の人々と親しい友人たちだけでなく、王国全体である。本書とその他の本件の物語書物の想定読者層である幼い子どもたちにとって、そうしたお祝いは道徳的意味を持つものとして受け取られがちである。物語中のこの同性婚をみんなが喜んで万人による楽しいお祝いにつながるなら、そのことは同性婚があらゆる点でよいということの意味しないだろうか？ 高校生ならば、ある実践が広汎に承認されるからといって誰もがそれを受け入れねばならないことには必ずしもならないことを理解するだろうが、幼い子どもたちはその微細な点をほとんど識別しそうにない。」

⁽²⁸⁾ 同性カップルに対して婚姻する憲法上の権利を認めた判決。

「⑤『ボビー伯父さんの結婚式』は、反対意見が多少とも立ち入って論じようとする唯一の書物であるが、同じメッセージをもっと巧妙に (more subtly) 伝える。ボビー伯父さんとその恋人が2人の婚約を発表した後、一同は大喜びである。しかし書物の主人公クロイはこの興奮を共にしない。「分からないわ!」と彼女は叫ぶ。「ボビー伯父さんはどうして結婚するの?」。書物はクロイの質問の正確な理由についてあえて触れない (coy) が、その質問は幼い読者に対する直接的メッセージを準備するのに使われている:「ボビーとジェイミーは互いに愛し合っているのよ」とママは言った。「大人同士があればほど愛し合っていれば、結婚することがあるのよ。」こうしてこの書物は、結婚についての特定のメッセージ—巧妙なメッセージだとしても—を提示する。2人は、同じ性か反対の性かにかかわらず、「互いに愛し合って」さえいれば結婚できると同書は主張する。この見解は今や多数のアメリカ人によって受け入れられているが、本件の親が子どもに教え込もうと願っている宗教的原理とは全く正反対のものである。」

「⑥重要なのは、この本が単に現存する慣行として同性婚に言及するのでない点である。そうでなくこの本は、同性婚を受容することを言祝がれるべき立場として提示している。書物の物語展開はボビー伯父さんの結婚式の現実の挙行で頂点に達する。挙式は普遍的承認を受けた喜びに満ちた出来事として提示される。そして繰り返しになるが、同じようにその出来事を見るアメリカ人は多くおり、そうするもっともな理由が彼らにあるのは言うまでもない。しかしそれと異なる道徳的メッセージを自分の子どもに提示したいと願うアメリカ人もいる。そしてそのメッセージを提示する彼らの能力は、非常に若い年齢期に公立学校の教室で、それと正反対のメッセージが積極的に補強される (positively reinforced) とき、掘り崩されるのである。」

⑦・⑧は、性とジェンダーに関する物語書物に即して論じる。

「⑦次に、性とジェンダーに関する書物によって送られるメッセージを検討しよう。多くのアメリカ人は、本件の親と同じく、生物学的な性は神の創造を反映しており、性とジェンダーは分離不可能であり、子どもは自らの性を受け入れてそれに従って生きるよう促されるべきであると信じている。しかし異議申立て対象である物語書物は、それと正反対の見解を採用するよう子どもを促している。『違いを超えた仲間たち』は、男女いずれ用であるかがはっきりしない洗面所にいるトランスジェンダーの子どもを登場させて、「お手洗いは、あらゆる部屋と同じく、安全な空間であるべきです。」と宣言する。この書物はまた討論ガイドを含んでいて、それは、「人生のいつの時点でも1つのジェンダー又は複数のジェンダーと自認することを選択できるし、いずれのジェンダーとも自認しないことも選択できます」と主張しており、子どもたちに「あなたにいちばん合う代名詞は何?」〔強調は同書原文〕と問うている。この書物とそれに伴う討論ガイドは、前記した親が子どもに教え込もうと願っている宗教的信仰と鋭く衝突する、性とジェンダーに関する激しく争われている見解を、決着済みの事柄として提示している。」

「⑧『準備万端』の書物は同様の考えをもっと隠し隔てのない仕方で提示している。この本は、「ぼくは本当に男の子なんだ。」〔強調は同書原文〕と主張する、おそらく生物学的な女性であるペネロペの物語をたどっていく。この物語は、ペネロペが男の子であるのはそれが彼女の選んだことだからだという単純な理由による、というメッセージを伝えるだけでなく、トランスジェンダーの医療処置についての積極的なメッセージをこっそりと伝えている。ペネロペは次のように母に言う。「ママのことは大好きだよ、でもぼくはママのようにはなりたくない。パパのようになりたいんだ。明日が来てほしくない、だって明日になるとぼくはママのような外見になるから。お願いだから助けて、ママ。ぼくが男の子になるのを助けて」。そこで母は彼

女が男の子であることに同意する。するとペネロペはこう叫ぶ。「本当に初めてのことだけど、ほくの内側が、火のように感じられない。内側が、温かく金色の愛のように感じられる」。幼い子どもたちにとって、この物語の教訓は、性別移行の否定が深刻に有害であること、そして性別移行が非常に積極的な経験であること、である。この書物は、それに反する見解を叱責されるべき事柄として提示することまでする。主人公の兄が「男の子になることなんてできないよ。男の子に生まれるしかないんだ」、と言うと、母は、「あらゆることに理屈がつく必要はないんだよ。これは愛の問題なんだよ」、と言ってその誤りを訂正するのである。この書物の結論は、ジェンダーが生物学的な性と解きほぐせない仕方と結合しているという見解を持つと、人を傷つけるし、ひょっとするヘイト的でさえある、ということである。」

⑨は、第1のポイントに関するまとめの記述を行う。

「⑨これらの書物は、親が子どもに教え込もうと願っている宗教的信仰を「掘り崩す、非常に現実的な脅威」を伴っている。Yoderで検討した義務的な高校教育と同様、本件書物は子どもに、親の宗教的信仰に対して「敵対的な」一組の価値と信条を課す。そして本件書物は、その特定の見解に「従えという」心理的な「圧力」を、子どもに及ぼす。ゆえに本件書物は、Yoderで我々が同定したのと同じ種類の「宗教の自由実践に対する客観的な危険」を提示するのである〔引用部分全てについてYoderを援用〕。」

続いて、⑩～⑫は、本件導入が負担に当たると判断される理由の、第2のポイントを述べる。

「⑩この「客観的な危険」は、書物が小学校の教室で権威具現者（authority figures）によって幼い子どもたちに提示されるという事実によって、ただ悪化させられるだけである。教委の代理人たちが認めたように、「教員はLGBTQ+が登場する書物を授業指導の一部として用いるという期待があり」、「その後には生じる討論があるでしょう」〔参照、I章A節1項の⑫・⑬〕。」

「⑪その討論がどのようなものになるかについて、教委は謎をほとんど残すことなく説明している。教委は教員に、書物に関する生徒の質問に対する推奨返答集を提供したが、それらの返答は物語書物に関する授業指導が、子どもの「宗教的発展」を方向付ける親の能力を「実質的に妨げる」ことを、明らかにしている〔Yoderを援用〕。(1)男性同士は「結婚できない」と述べる生徒に対する返答として、教員は、「お互いに愛し合う男性同士は、結婚したいと決断することができます。…たくさんの違った種類の家族と家族になる方法があります」、と答えるよう促されている。(2)子どもが「女子として生まれたら男子にはなれないよ」という場合には、教員は「そのコメントは人を傷つけます」と答えるよう求められている。(3)子どもが「トランスジェンダーって何?」と質問する場合には、教員は、「人が生まれたとき、周囲の人々はその人のジェンダーが何かを推測します。…それは、正しいときもありますが間違っているときもあります」、と答えるよう提案されている〔参照、I章A節1項の⑬〕。」

「⑫他の文脈で我々は、この種の教室での授業指導の潜在的に強制的な性格を認識してきた。公立学校「を通じて州は大きな権威と強制力を揮（ふる）う。その理由は、(m)ロール・モデルとしての教員を生徒が模倣することと、(n)仲間圧力に対する子どもの影響されやすさにある」〔Edwards v. Aguillard, 482 U.S. 578 (1987)を援用。また同じ括弧内で、「初等及び中等の公立学校における微妙な強制的圧力から、良心の自由を保護することに関しては、より高い度合いの懸念がある」という、Lee v. Weisman, 505 U.S. 577 (1992)からの引用を提示〕。幼い子どもたちは、上訴人の子どもたちと同様、「印象付けられやすく」、自身の先生を「疑問なく信頼する」ことが多い。本件で教委は、幼い子どもたちを親の宗教的見解に明示的に反する内容の物

語書物を用いて授業指導するよう、教員に求めている。そして教委は、子どもたちが幾分の宗教的混乱を表明するときには、子どもたちを正し、「人を傷つける」言動をとったと非難するよう教員を促している。そのような授業指導は、「修正第1条が防ぐべく意図された正にその種類の、宗教の自由実践に対する客観的危険を伴っている」〔*Yoder* を援用〕。

(4) 法廷意見のⅢ章 B 節 1 項—宗教的自由実践に対する負担が憲法上正当化されるかに関する通例の判断の手順と、本件の特殊性

第 I 章第 5 節 (1) で断ったように、本稿では法廷意見のⅢ章 A 節 3 項の紹介はせずに、それに続くⅢ章 B 節に進む。法廷意見のⅢ章 B 節は、第 I 章第 5 節 (1) で紹介した前置きの後、本件導入による宗教的自由実践に対する負担が憲法上正当化されるかに関する憲法的判断枠組みを 1 項で示し、その枠組みに従った当てはめ判断を 2 項で行う、という構成である。

法廷意見のⅢ章 B 節の 1 項は、①～⑤の 5 段落構成である。

まず、①は、宗教的自由実践への負担が憲法上正当化されるかを判断する通例の手順を説く。

「①我々の先例の下では、公権力は一般には、一般的に適用可能な中立の方針 (policy) に従って宗教的实践の上に付随的負担を課す限り、自由にそうしてよい〔*Employment Division, Oregon Department of Human Resources v. Smith*, 494 U.S. 872 (1990) を援用。以下、この判決を「*Smith*」という。〕。ゆえにほとんどの場合、宗教的实践に対する負担が見いだされた後は、2 つの問題が残されることになる。(A) 第一に、負担をもたらす当該方針が中立で一般的に適用可能 (neutral and generally applicable) かどうかを、裁判所は問わねばならない。(B) 第二に、第一の問いが否定で回答され得るならば、裁判所は更に進んで、当該方針が厳格審査を生き残れるかを問うことになる。この基準の下では、公権力は、「その針路 (course) が、非常に重要な公共利益 (compelling state interest) によって正当化され、その利益の追求に対して細密に仕立てられている (narrowly tailored)」ことを立証しなければならない〔*Kennedy* を援用〕。」

続く、②～⑤は、一定の場合には例外的にその通例の手順によらず直ちに厳格審査を行うこと、そして本件がその例外的場合に該当すること、について述べる。

「②しかし本件においては、負担の性格が、それと違った途を進むことを我々に要請する。課された負担の性格が *Yoder* におけるそれと同じ性格のものである場合には、我々は、(B) 厳格審査に進む前に、(A) 問題となっている法が中立又は一般的に適用可能か、を問う必要がない。このことだけは、*Yoder* と *Smith* における我々の判断から明らかである。」

「③ *Yoder* において本法廷は、当該事案が「ウィスコンシン州の要求が、一律に全ての州民に適用され、文面上は諸宗教又は特定宗教に対して差別していない、ものであることを根拠に、解決」され得るとの主張を斥けた。それどころか、本法廷はこれらの問題を迂回して、当該立法を緊密な司法的吟味に服せしめる途へと進み、「州の義務教育の体系における」その利益が「非常に重要なものであり、アーミッシュの確立した宗教的实践でさえも道を譲らねばならないか」どうかを問うた〔両引用について *Yoder* を援用〕。」

「④次に *Smith* において我々は、*Yoder* が、中立で一般的に適用可能な法に従ってであれば宗教的实践に負担を課してよいという一般原則に対する例外であることを認めた。具体的には、我々は *Yoder* が、「宗教的に動機付けられた行動に対する中立で一般的に適用可能な法の適用を修正第 1 条が禁止すると我々が判示した」事案であると描出した〔*Smith* を援用〕。そして我々は、*Yoder* に一般原則が適用されないのは、当該事案における負担の特別な性格ゆえであると

説明した〔*Smith*を援用〕。かくして、法が *Yoder* における負担と同じ性格の負担を課すときには、その法が中立又は一般的に適用可能かどうかにかかわらず、厳格審査が適切なのである。〕

〔⑤既に説明したように、本件の負担は *Yoder* における負担と全く同じ性格のものである。教委の方針は、*Yoder* における通学義務の要請と同様、本件の親の子どもの「宗教的發展を実質的に妨げる」。そして同方針は、親が子どもに教え込もうと願っている宗教的信仰及び実践を「掘り崩す、非常に現実的な脅威」を課している〔両引用について *Yoder* を援用〕。ゆえに我々は、同方針が厳格審査を生き残れるかの検討に入ることにする。〕

(5) 法廷意見のⅢ章 B 節 2 項一本件導入による宗教的自由実践に対する負担が憲法上正当化されるかに関する厳格審査による当てはめ判断

法廷意見のⅢ章 B 節の 2 項は、①～⑧の 8 段落構成である。

まず、①は、厳格審査の定式を確認し、本件導入の規制目的に関する教委の主張を確認する。

〔①厳格審査を生き残るためには、公権力はその施策が「『最高度の諸利益』を促進すること、及びそれら諸利益を達成するために細密に仕立てられていること」を立証しなければならない〔*Fulton v. Philadelphia*, 593 U.S. 522 (2021) を援用（以下、この判決を「*Fulton*」という。）。引用部分中の引用について *Church of Lukumi Babalu Aye, Inc. v. Hialeah*, 508 U.S. 520 (1993) を援用〕。我々への提出記録の中で教委は、そのカリキュラムとオプト・アウト否定方針が「全ての生徒にとって安全で学習に役立つ学校環境を維持する」という非常に重要な利益に仕えると主張する。教委は本件学区のある職員の陳述に依拠するが、その職員は、オプト・アウトを許せば、(p)「教室環境の重大な中断」をもたらし、(q) 特定の生徒を「社会的なスティグマと孤立」に晒露することになる、と証言した〔参照、Ⅰ章 A 節 2 項の④〕。〕

次に、②～⑤は、②・③において、(p)「教室環境の重大な中断」の防止という目的に対して本件導入が「細密に仕立てられている」かどうかの手段審査を行う（本筋たる論理）。④・⑤では、教委の主張を取り上げそれを反駁するが、脇道たる論理であり紹介を省略する。

〔②我々は、一般的には学校が「生徒の学習に役立つ、中断なき授業時間を持つ」という非常に重要な利益〕〔1972 年のある判決を先例として援用。〕を持つことを疑っていない。しかし教委の行動は、その利益に仕えるためにオプト・アウト否定方針が必要であるとの自らの主張を、掘り崩している。(1) 既に言及したように〔参照、Ⅰ章 A 節 2 項の⑦〕、他の様々な状況で教委はオプト・アウトを許している。その中には、⊖「カリキュラム外の」諸活動や、州法がオプト・アウトを要請する、⊖授業指導の「家庭生活と人間の性」単元を含んでいる。(2) また教委は、独立した並行的プログラムを他の多くの生徒—例えば、初期段階多言語学習者 (EMLs [= emergent multilingual learners]) の資格がある者や、個別的教育プログラム (individualized educational program) を受ける資格のある者—に対して提供することにも力を入れているのである。〕なお、この段落末尾に付いた脚注の中では、今の (2) に関して、2023 年 9 月時点で本件学区の生徒の 24.6% が EMLs の資格を持つこと、2022-23 学年度には本件学区の生徒のおよそ 8 人に 1 人が個別教育プログラムを受けたこと、を述べている。

〔③この強固な「諸例外を容認する仕組み (system of exceptions)」は、宗教的な親に対するオプト・アウトの提供が実行不可能 (infeasible or unworkable) であるという教委の主張を、掘り崩すのである〔*Fulton* を援用〕。〕

続いて、⑥は、(q) 特定生徒の「社会的なスティグマと孤立」への晒露の防止という目的に

対して本件導入が「細密に仕立てられている」かどうかの手段審査を行う。

「⑥教委が主張する、(q)「社会的なスティグマと孤立」から生徒を保護すること、という利益によっても、教委の方針は正当化できない。(1)メリーランド州では、授業指導の「家族生活と人間の性」単元は、セクシュアリティとジェンダーに関する討論を含んでいる。それなのに教委は、このカリキュラムからの、法律で要請されたオプト・アウト提供がスティグマ又は孤立を結果したと示唆していない。(2)また仮にそれを結果するとしても、教委は、あるグループの生徒をスティグマと孤立から救うと称して、別のグループの生徒にスティグマの烙印を押し、孤立化させることはできない。全ての生徒を歓迎して受容する教室環境は称賛されるべきものだが、そのような環境は生徒とその親の宗教的信仰に対する敵意を通しては達成できない。」

最後に、⑦・⑧は、憲法論の締めくくりのコメントを述べる（その紹介は省略する。）。

6 暫定的救済に関する結論的判断

法廷意見のIV章（1ページ）は、①～③の3段落構成である。

①は、II章で提示した、上訴人が暫定的救済を得るための(一)～(四)の4要件を満たすか否かの判断を行い、満たすとの結論に至った上で、その救済内容を定式化する。すなわち、まず、本件導入は宗教の自由実践に向けた親の権利に対して違憲な負担を課すものだから、親は(一)本案で勝つ見込みを立証するのに成功した、とする。次に、本件訴訟が完了するまでの間、差止命令がないと親は、耐え難い負担となる授業指導に子どもを晒露するリスクを負うか、代替的教育サービスのためにかなりの金額を支払うかの選択を迫られ続けるが、迫られ続けるその選択が、親の宗教的実践に違憲な負担を課し、そのことが(二)回復不能な損害に当たる、とする。さらに、親の行った強力な立証と教委の方針を支える非常に重要な利益の欠如に鑑みると、差止命令は、(三)エクイティ的正義にかなっており、(四)公益にも資する、とする。その上で、次のように述べる。—「上訴人は本件訴訟が進行中、暫定的救済を受けるものとする〔2008年のある判決を援用〕。具体的には（specifically）、本件の全上訴審が完了するまで、本件書物のいずれか又は他の同様のあらゆる書物がいかなる仕方であれ用いられる場合には、上訴人に事前に通知し、その授業指導からその子どもを退席させることを許すよう、教委は命ぜられねばならない。」

②は、原判決破棄差戻しという趣旨を述べ、③は、「以上のように命じる」と述べる。

II 本判決の憲法論の検討

1 本判決の憲法論の大枠

一般にアメリカ憲法判例上の諸判決をどのように評価するかについては、アメリカの文脈に限らないいわば普遍的な憲法的なものの考え方（以下「憲法的思考」という。）としてどうかという観点と、アメリカの文脈に固有の先例論—当該判決が依拠する・すべき最高裁の諸先例の理解—としてどうかという観点との、2つの物差しを設定できる。この2つの物差しを総合したところに、アメリカの文脈における憲法論としてどうかという観点の、3つ目の物差しが成立すると考えられるのだが、日本の読み手に向けた日本の書き手による本稿では、1つ目の物差し⁽²⁹⁾を中心として用い、2つ目の物差しは必要に応じてその限りで用いることにする。

⁽²⁹⁾ これは、日本の憲法学の知る、日本国憲法の解釈に特有でない憲法論（と本稿が理解するもの）である。

さて、法廷意見の、本件に関する憲法論（修正第1条の自由実践条項の解釈論）の大枠は、
 くある公権力の行為が人の宗教的自由実践に対して負担を課していると憲法的観点から評価されれば、その負担が憲法上正当化（され、ゆえに合憲と評価）されるかどうかについて、厳格審査により吟味されなければならない>、というものである。法廷意見はⅢ章A節でその前段を、同章B節でその後段を論じた（第I章第5節（1）を参照）。

この大枠全体について述べれば、最高裁が初めてこの大枠を提示したのは *Sherbert v. Verner*, 374 U.S. 398 (1963)（以下、この判決を「*Sherbert*」という。）においてであったが、1990年の *Smith* がそこから大きな方向転換を図り、本判決の法廷意見がそのⅢ章B節1項の①で叙述したような内容を、それ以後の新たな大枠とした。しかし2010年代から「宗教的配慮を求める訴えの出現範囲が〔かつての〕少数派宗教からキリスト教右派へと移るにつれて」、「ますます *Smith* 法理の例外がその原則を飲み込むようになっていく」⁽³⁰⁾。本判決の法廷意見は、*Smith* を先例として認めつつ、本件については *Yoder* と *Smith* の先例解釈により前記の（*Sherbert* 型の）大枠を採用している。その先例解釈の説得性が、先例論の観点からは当然問題となる。一方、憲法的思考の観点からは、精神的自由の優越的地位に鑑み、（精神的自由の1つである）宗教的自由に対する制約（＝負担）が認められる場合には、その制約を憲法上正当し得るかどうかを厳格審査による吟味に付する、という姿勢は、肯定的に評価されると考えられる。

2 本判決の、信教の自由に関する保護範囲論と制約論

(1) 法廷意見による憲法論の整理

確かに、宗教的自由に対する制約（＝負担）が認められる場合には、その制約を憲法上正当し得るかどうかについて厳格に審査すべきだと考えられるが、問題は、本件において果たしてその前段が認められるかである。下級審の両判決はこの点をいずれも否定したし、本判決の反対意見も自らの憲法論でこれを否定した⁽³¹⁾。本件における憲法論の主戦場は、正にここにある（第I章第5節（1）の第3段落を参照）。以下、この点の法廷意見の論理を跡付けよう。

法廷意見Ⅲ章A節1項によれば（第I章第5節（2）を参照）、自由実践条項は「あらゆる宗教的な行為と実践」に対して「大きな程度の保護」を与えるのだが、本件で問題となるのは、「自らの子どもに対する宗教教育」という宗教的行為であり、「自らの子どもを自らの宗教的信仰の中において教育する実践」である。つまり本件では、「親の、自らの子どもの『宗教的な育て方』を方向付ける権利」が、自由実践条項の保護範囲に入る権利として指名されている（①・②）。この権利は家庭内にとどまらずその外にも及ぶ。例えば子どもを私立の宗教学校に通わせることは、この権利の行使の1つの発現形態である。しかしこの権利は、子どもを公立学校に通わせる場合にも、何らかの通用力を持ってしかるべきであり、それに応じた憲法上の限界

⁽³⁰⁾ Fallon, *op.cit.*(4), pp.95, 96.

⁽³¹⁾ 本判決の反対意見の全体構成を確認する（以下、括弧内に示すページの分量標準は、第I章第2節で採用した法廷意見についてのそれと同じ）。反対意見は、その本体部分の前後に、前文に当たる部分（1と1/3ページ）と、結語に当たる部分（1/3ページ）とを置く。その本体部分は4章構成である。I章（6ページ強）は、事案の概要を述べる。II章（4ページ強）は、本件では宗教的自由に対する制約がないという趣旨の、自らの憲法論を行う。III章（20と1/3ページ）は、本件で宗教的自由に対する制約があるとした多数意見の論理を批判する。IV章（3と2/3ページ）は、本件における宗教的自由に対する制約を正当化できないとした多数意見の論理を批判する。

反対意見のII章（4ページ強）は、A・Bの2節構成である。A節（3ページ）は、本件の憲法的判断枠組みを次のように示す。「〔自由実践〕条項は、直接的か間接的かを問わず、自らの宗教的信仰を放棄（give up）又は破棄（violate）するよう個人に強制することを、公権力に対して禁止する」（145 S. Ct. at 2386）。B節（1ページ強）は、その当てはめ判断として、本件導入に強制が存在したことを上訴人は立証していないとする（*ibid.*, at 2387）。

を公権力に対して課すのでなければならない (②・③)。

そのような憲法上の限界を公権力に対して課した先例として、まず、*Barnette* がある。この先例は、公立学校において、子どもに「敬礼行為」＝「指定された身振りと告白を行うこと」＝「特定の『信条と心の態度の確約』…を行う」こと、を強制してはならない、という限界を、公権力に対して課した (④・⑤)。次に、このように「子どもに対して親の宗教的実践から離れるよう強制する」こととは異なり、「子どもの宗教的な育て方に対するもっと微妙な形態の妨害を課す」ことを公権力に対して禁止した先例として、*Yoder* がある。この先例は、学校が一般に生徒に対して持つ「従えという圧力」を伴う「信仰に敵対的な環境」の中に子どもを置くことは、その子どもの「宗教的發展を実質的に妨げる」ことであり、そのようなことを行っ てはならないという限界を、公権力に対して課した (⑥～⑨)。本件では、*Yoder* が公立学校において公権力に対して設定した限界—子どもの「宗教的發展を実質的に妨げ」てはならない—に、本件導入が当たるかどうか問題となるが、その判断は、(a)「特定の宗教的な信仰及び実践」、(b)「教育的要請又はカリキュラム的特徴の特定の性格」、(c)「授業指導又は教材が提示された特定の文脈」、の諸点に着目した「事実集約的」な仕方で行われるべきである (⑩・⑪)。

法廷意見は、Ⅲ章 A 節 1 項で、このように「親の、自らの子どもの『宗教的な育て方』を方向付ける権利」に対する制約の有無に関する憲法的判断枠組みを設定した上で、Ⅲ章 A 節 2 項 (第 I 章第 5 節 (3) を参照) で、その枠組みに従った当てはめ判断を行う。そして、本件導入が「子どもの宗教的發展を実質的に妨げ、*Yoder* が受け入れ難いとした正にその種類の、宗教的実践に対する負担を課す」という結論に到達する (①)。この結論に至った理由には 2 つのポイントがある。第 1 に、幼い子どもたち向けの物語書物一般が規範的メッセージを伝えるものであるところ (②)、本件の物語書物はいずれも、同性婚について (③～⑥)、あるいは性とジェンダーについて (⑦・⑧)、「親が子どもに教え込もうと願っている宗教的原理とは全く正反対の」(⑤) 規範的メッセージを伝える。そのため、本件の「物語書物それ自体」(②) が、親が取り計らう子どもの宗教的發展に対して「*Yoder* で我々が同定したのと同じ種類の『宗教の自由実践に対する客観的な危険』を提示する」(⑨) 点である。第 2 に、「本件書物が…教室で権威具現者によって提示される」(⑩) ことで、さらに「教室での授業指導」が持つ「潜在的に強制的な性格」(⑫) を獲得し、「そのような授業指導は、『修正第 1 条が防ぐべく意図された正にその種類の、宗教の自由実践に対する客観的危険を伴っている』」(⑫) 点である³²⁾。

(2) 法廷意見による憲法論の検討

以上の法廷意見の憲法論を検討しよう。

³²⁾ 法廷意見は、第 1 のポイントによる「客観的な危険」が第 2 のポイントにより「ただ悪化させられるだけ」と述べる (⑩)。そのため、第 1 のポイントだけで本件導入は「負担」に当たり、第 2 のポイントはそれを補強する、という趣旨にも見える。しかし反対意見Ⅲ章 D 節中の記述 (145 S. Ct. at 2397, n.11) が指摘するように、上訴人は物語書物を用いた授業指導から子どもをオプト・アウトさせることを求めているが、物語書物が書棚に置かれていること (参照、法廷意見Ⅰ章 A 節 1 項の⑫、第 I 章第 3 節 (2)) には反対していない。ゆえにこの求めを容 (い) れる法廷意見の趣旨も、第 1 のポイントに第 2 のポイントが結合する (=物語書物が授業指導で何らかの形で用いられる) ときに初めて、「負担」ありと判断される、というものと解される。そこから反対意見は、法廷意見において「負担」ありとされる最低ラインが、物語書物を授業指導で (教員が) 音読する (read aloud) という形だとの理解の下に (*ibid.*, at 2397)、その批判論を展開する。

なお法廷意見 (Ⅲ章 A 節 3 項 a) は脇道たる論理において、第 2 のポイントについて、問題なのは授業指導一般ではなく案内文書が記載した特定の指導方法であるかのようにも語っている (*ibid.*, at 2356) が、これは本筋たる論理と齟齬 (そご) しているという趣旨の批判を反対意見 (Ⅲ章 D 節) が行っている (*ibid.*, at 2397)。

法廷意見は、本件において自由実践条項が保護するのは、「親の、自らの子どもの『宗教的な育て方』を方向付ける権利」であるとした。憲法的思考によれば、これは基本的には親の教育の自由⁽³³⁾の一側面としての、親の宗教教育の自由である。政教分離原則に拘束される公立学校においては、一方で、学校が親の特定宗教の教育を行うことが憲法により禁止されている。そのため、親が（公立学校の代わりに私立の宗教学校に子どもを通わせるという選択を行わないで）公立学校に子どもを通わせる場合には、親の宗教教育の自由は基本的には、放課後や土日や休暇期間中の、家庭内や所属宗教団体内（教会学校等を含む。）において、宗教的な教育を子どもに提供する、という形で、公立学校の外で行使されると想定される。そうだとすると、公立学校がその中で子どもに対して実施する教育措置が、親の行う具体的活動を制約（さらには侵害）するという事態を想定するのは難しい。政教分離原則に拘束される公立学校においては、他方で、学校が親の特定宗教とは別の特定宗教の教育を行うこともまた、憲法により禁止されている。そのため、親の特定宗教の内容に反する（宗教的な）教育措置が実施される事態を、一般的には想定しにくい。ただし、一般的には宗教的に中立な教育措置が、その親の特定宗教の内容に反するという事態は、想定し得る。このような事態のうちどのような場合を、親の宗教教育の自由に対する制約に当たると憲法的に評価すべきかが問題となる。その際には、親に焦点を当てて、一定の教育措置が親の行う具体的活動に対するどのような制約になっているかを検討する、というアプローチがあり得る。それと共に、その子どもに焦点を当てて—その子どもが親と同じ信仰を持つと措定して—、当該教育措置がその子どもの宗教的自由実践に対する制約に当たると憲法的に評価されるかを検討し、当たると評価される場合にその教育措置を、親の宗教教育の自由に対する制約に当たるものと同定する、というアプローチもあり得る。

ここでいう制約—法廷意見の言葉遣いによれば、「親の、自らの子どもの『宗教的な育て方』を方向付ける権利」を保護するために課された「公権力の能力に対する限界」—として、法廷意見がまず挙げた例は、*Barnette*であった。この事案では、公立学校において子どもに特定の行為（＝「敬礼行為」）を強制的に行わせることが違憲だとされた。法廷意見のテキストからは、強制されたその行為が一定の「信条と心の態度」を内包しているため、そのことが子どもと親の「信仰に違背」（法廷意見Ⅲ章A節1項⑤）する、という連関を読み取ることができる。法廷意見の論述によれば⁽³⁴⁾、この事案で親の宗教教育の自由に対する制約に当たるものは、公立学校において特定の外部的行為を子どもに強制的に行わせることである。

この制約論を、子どもに焦点を当てて信教の自由に関する憲法的思考で受け止めると⁽³⁵⁾、一方で、強制される特定の外部的行為が宗教的行為であると把握される場合には⁽³⁶⁾、子どもの宗教的行為の自由に対する制約が存在することになる。他方で、強制される特定の外部的行為が宗教的行為であると把握されない場合にも、当該行為の強制が当人の深いレベルの信仰と衝突すると把握される場合には、子どもの宗教的信仰の自由に対する制約が存在することになる。

ただし、法廷意見において *Barnette* の例の記述は、その次の *Yoder* の例に話を進めるための

⁽³³⁾ 近年の研究として参照、巻美矢紀「親の養育の権利と憲法学」『家族〈社会と法〉』38巻、2022.7、pp.63-74。近年の教科書の記述として参照、中川律『教育法』三省堂、2023、pp.105-123。

⁽³⁴⁾ *Barnette* 自身は、事案を宗教的自由実践の自由に対する制約の問題としては論じていない。本稿は飽くまで、本判決の法廷意見のテキストに即して考察している。

⁽³⁵⁾ 参照、佐々木弘通『「内心の自由」の憲法論』弘文堂、2025、p.56（注59の記述）。

⁽³⁶⁾ 政教分離原則との関係で「宗教」に当たらないものを、信教の自由との関係では「宗教」に当たると評価し得る、という憲法論的立場に立つと、そのような把握が可能になる。

ステップとしての意味を持つにとどまる。Yoder は、第 8 学年終了後の第 9・10 学年相当のアーミッシュの子どもに対する通学義務を違憲とした。法廷意見の Yoder 理解によれば、その理由は、学校一般が生徒に対して「従えという圧力」を持つところ、公立のそのような学校が、ある子どもとの関係で「信仰に敵対的な環境」であると認められる場合には、その子どもをその環境「の中に…置く」(同上⑨) ことが、その子どもの「宗教的発展を実質的に妨げる」からである。法廷意見の Yoder 理解によれば、この事案で公立学校が「アーミッシュの信仰に敵対的な環境」であるのは、その中に居ると子どもが「信仰に反する態度・目標・価値という点での世俗的影響に晒露」されるからである(同上⑧)。法廷意見の論述によれば、この事案で親の宗教教育の自由に対する制約に当たるのは、子どもの居る公立学校という「環境」それ自体である。そして法廷意見はこの Yoder から本件に関する判断枠組みを得ようと目論むのである。

このように行為の強制・禁止に着目するのではなく環境に着目するタイプの制約論は、信教の自由に関する憲法的思考において決して一般的ではない⁽³⁷⁾。ゆえにこの制約論を、子どもに焦点を当てて信教の自由に関する憲法的思考で受け止めた上で、制約があると論じる場合には、基本的には、その環境の中から何らかの行為の強制・禁止を発見しつかみ出して、それを手がかりにして、宗教的な外部的行為の自由又は宗教的な内心の信仰の自由に対する制約がある、と論じることになると考えられる。

ところで Yoder は、一般的には子どもの学習権⁽³⁸⁾に應えるものとして設計されているはずの公立学校の教育措置全体を、特定信仰との関係で、親の宗教教育の自由を侵害するものと評価し、子どもに公教育を受けさせる親の義務を免除した。多種多様な特定信仰との関係で容易にこのような判決をもたらす憲法論は、明らかに妥当でない。ゆえに、Yoder 自身がそのことに注意を払う説示を行っていた⁽³⁹⁾のは当然として、本件の下級審はいずれも、Yoder の法理をその事案の特殊性に密着した射程の狭いものであるとし、それを本件に適用することを否定した⁽⁴⁰⁾。また本判決の反対意見⁽⁴¹⁾は、法廷意見のそれと異なる Yoder 読解を提示した後、これ

37) 小山剛『「憲法上の権利」の作法 第3版』尚学社、2016、pp.36-37 は、自由一般に対する「制約」や「強制」に関して伝統的概念よりも広く捉える方向性を示す(ただし、本稿のいう「制約」を「制限」の語で表現)。その点を踏まえても、制約ありと判断されたら厳格審査をパスしない限りその制約が憲法上正当化されず違憲となる信教の自由論においては、保護範囲と制約のセットを、基本的には狭く捉える必要がある。

38) 最高裁は、公教育が子どもに対して市民性の涵養(かんよう)その他の点で重要な役割を果たすと認めるが、教育を受ける権利を(州憲法と別に)連邦憲法上の権利として認めていないため、公教育を子どもの学習権に帰するものと捉えていない(横大道聡「アメリカにおける公教育と自由観」『憲法研究』9号、2021.11、pp.103-115)。

39) 後掲注47で引用紹介した反対意見の記述を参照。

40) 法廷意見 I 章 B 節 2 の③・④。第 I 章第 3 節(4)を参照。

41) 反対意見の全体構成は既に前掲注31で確認した。反対意見のⅢ章(20と1/3ページ)は、前文に当たる3段落(2/3ページ)の後、A～Dの4節構成である。A節(4と2/3ページ)は、(1)法廷意見の Yoder 読解が誤っていること、(2)法廷意見の Yoder 読解と同趣旨のそれを明確に否定した1988年の先例と、法廷意見の Yoder 読解と明らかに反する事案解決を行った1986年の先例とが存在すること、の2点を論ずる。B節(5ページ強)は、(3)制約判断に関する多数意見の判断基準には有意味な限界が何もなく、制約ありと判断される結果が際限なくもたらされる、という趣旨の批判を行う。C節(5ページ弱)は、(4)その結果、公立学校の運営に甚大な悪影響を及ぼす、という趣旨の批判を行う。D節(5ページ)は、反対意見の批判に対する法廷意見の弁明を更に批判する。なおⅣ章(3と2/3ページ)は、法廷意見が展開する自由実践に対する負担(=制約)の正当化論を批判する。

反対意見Ⅲ章 A 節は、Yoder が次のように論じたと述べる。「ウィスコンシン州法が自由実践条項に反するのは、同法が親を『刑事的制裁の威嚇の下、彼らの宗教的信仰の根本的な教えと明らかに合致しない行為を行うよう』『積極的に強制する』からである。本法廷の説明によれば、『第 8 学年を超える正式の高校教育は』、子どもが『アーミッシュの農民又は主婦という成人の役割を遂行するのに必要な特定の熟練…を身に付けねばならない』時期に、『子ども』を彼らの共同体から取り上げる』ことによって、アーミッシュの宗教的実践を排除する (foreclose) のである。その『死活的な (crucial)』時期に子どもを学校に行かせることは、それゆえアーミッシュの親に彼らの信仰を『捨てる (abandon)』よう要請することになる〔全引用について Yoder を援用。〕「ゆえに Yoder は、親

までの複数の先例により法廷意見の *Yoder* 読解が明らかに否定されてきたと論じている。一方、上訴人は訴訟の当初から一貫して、*Yoder* に依拠して議論を組み立てており、それに依拠しないで説得的な憲法論を行うのが困難だったことを窺（うかが）わせる。法廷意見は、この上訴人の議論に乗ったわけである。法廷意見の憲法論を内在的に検討するに当たっては、特定の信仰者との関係にとどまるとはいえ、公立学校の教育措置全体を、宗教的自由実践に対する制約に当たる（そして最終的には違憲である）と判断することに導く、「信仰に敵対的な環境」というものをどのように構成しているかが、その説得力を左右する鍵となる。

ところが法廷意見は、憲法的判断枠組みを提示する記述部分では、「信仰に敵対的な環境」の内容説明を行っていない⁽⁴²⁾。そのため、当てはめ判断を行う記述部分から逆算してその内容を把握⁽⁴³⁾した上でそれを評価するしかない。法廷意見によれば、本件のポイントは2つある。第1に、本件の物語書物が「親が子どもに教え込もうと願っている宗教的原理とは全く正反対の」規範的メッセージを伝える点、第2に、本件の物語書物が「教室の授業指導」において「権威具現者によって提示される」点である。この2点ゆえに本件では「*Yoder* が受け入れ難いとした正にその種類の、宗教的实践に対する負担」⁽⁴⁴⁾が認められる。要するに法廷意見は、公立学校における授業指導において⁽⁴⁵⁾、親の信仰の宗教的原理と正反対の規範的メッセージを伝える書物のテキストを聞くか読むかすること⁽⁴⁶⁾が、宗教的自由実践に対する制約に当たるとしている⁽⁴⁷⁾。

による子どもの宗教的發展に『非常に現実的な脅威』を提起する公権力の施策は全て厳格審査を要請する、との命題を支持しない。*Yoder* における問題は、法が付随的に宗教的信仰を『掘り崩す』教材に子どもを晒露したことではなく、法がアーミッシュの親に、彼らの宗教が禁止していたこと—子どもを家庭のアーミッシュ共同体に統合するのではなくむしろ送り出す（send away）こと—を行うよう強制したことであった」（145 S. Ct. at 2388-2389）。

(42) 法廷意見は「信仰に敵対的な環境」の定式を本件の判断枠組みの要素として用いる際に、「信仰に反する態度・目標・価値という点での世俗的影響に晒露」という *Yoder* の事案と関係した内容説明を、全く用いていない。

(43) そのようにしてしか把握できないということは、法廷意見が、*Yoder* から判断枠組みの定式だけを受け取り、その中身の充填を自由に行った、と観察し得る。法廷意見は、判断枠組みを構成する段階では *Yoder* における「もっと微妙な形態の妨害」のありように関心を寄せて「信仰に敵対的な環境」の定式を示したものの、判断枠組みそのものとしては子どもの「宗教的發展を実質的に妨げる」かどうかという別の定式を打ち出し、当てはめ判断の段階では、宗教的信仰「を掘り崩す、非常に現実的な脅威」、及び「修正第1条が防ぐべく意図された正にその種類の、宗教の自由実践に対する客観的危険」という、いずれも仰々しい（が中身の曖昧な）定式を用いる中に埋（うず）めて、「信仰に敵対的な環境」の定式の内ただ「敵対的な」という部分だけを用いるにすぎない。

(44) 法廷意見Ⅲ章A節2項の①。第I章第5節（3）を参照。*Yoder* の事案と同じ種類の負担だ、という把握は、制約があるという判断だけでなく、その正当化の可否について厳格審査を行うことの決め手ともなっている（法廷意見Ⅲ章B節1項。第I章第5節（4）を参照）。法廷意見の違憲判断は全体的に大きく *Yoder* に依拠している。

(45) 公立学校の授業指導が子どもに及ぼす力に関して法廷意見は、第2のポイントでは教員とのいわば縦の関係を指摘するが、先立つ憲法的判断枠組みを提示する記述部分では、仲間集団圧力といういわば横の關係に重点を置いた *Yoder* 理解を示した（法廷意見Ⅲ章A節1項の⑦。第I章第5節（2）を参照）。そして法廷意見Ⅲ章A節2項の最終段落⑩の記述より、法廷意見には最終的にその両方が重要であると理解される（第I章第5節（3）を参照）。

(46) 前掲注32を参照。

(47) 反対意見は、これが *Yoder* で認められた「正にその種類の」負担に当たる、との議論を次のように痛烈に批判する。「*Yoder* の法廷意見は十分な紙幅をとって、義務的な高校通学が『現に合衆国に存在する古教団アーミッシュ（Old Order Amish）の教会共同体の破壊を帰結する』ことの記録上の証拠を詳細に跡付けた。強制的通学は実際上『アーミッシュの子どもをアーミッシュの宗教共同体に統合すること』を禁止したため、その結果、ウィスコンシン州法の下で *Yoder* の上訴人は『信仰を捨てて社会全般に同化するか、……もっと寛容な別の地域に移住するか』を迫られた。このように *Yoder* は、〔同判決以降に現れる〕将来の上訴人がクリアすべき非常に高いハードルを設定した。実際、*Yoder* の法廷意見は、『ほとんど他のどの宗教集団も』この事件でアーミッシュの親がなしたほどの立証をなしえないだろうとはっきり予言している。「ところが多数意見の目からは、ボビー伯父さんの結婚式を音読することが、ちょうど『*Yoder* で検討した義務的な高校教育と同様』なのである。これは驚くべき断定である。ゲイの息子の婚約の知らせに喜ぶ家族を描く物語書物を読むことが、合衆国の『アーミッシュ共同体の存続』そのものを脅かした法に等しい、と多数意見は主張するのである。この文を読むことは、この文に反駁することと同一である」（同Ⅲ章B節中の記述〔145 S. Ct. at 2392〕。引用文中の引用は、法廷意見Ⅲ章A節2

この制約論を、信教の自由に関する憲法的思考の見地から、検討しよう。

議論の便宜上、当事者の信仰にとって核心的な教えが問題となっているとする（法廷意見テキストはこの点を明示的には確認していない。）。人は生活する中で、自己の信仰の核心的な教えに反する様々な現在・過去の現実（の情報）に出くわす（＝晒露される）し、その現実の評価に関しても、様々な異なった考え方を有する人々から構成される多様性社会においては、自己の信仰の核心的な教えに反する考え方に「出くわす」ことを、避け得ない。確かにそれは信仰にとって不快な体験だが、単なる不快感をもって信教の自由に対する制約だと捉える見地は、憲法的思考において一般には採用されていない。自己の信仰と正反対の規範的メッセージに晒露されたことにとどまらず、自己の信仰の核心的な教えに反して自分自身が行為するよう迫られたために内心における深いレベルの信仰との衝突が認められた場合に初めて、信教の自由に対する制約を認め得ると解されている。

ただし、市民社会の一般的な空間におけるそのような晒露と、子どもが公立学校の授業指導において信仰の核心的な教えに反する考え方に接することには、違いがある⁽⁴⁸⁾。一方で、学校は2つの点で特殊な空間であり、(r) 仲間集団圧力という横の方向と、教員の権威具現者性という縦の方向との両方から⁽⁴⁹⁾の「従えという圧力」を、(s) 未熟な判断主体と想定される子どもに対して及ぼす。自律的判断主体と想定される一人前の大人であれば、両方向からの力にもかかわらず、その力はなお信教の自由に対する制約には至らないと捉えられるとしても、子どもについてそれと同じだと直ちには言えない。他方で、公教育における学校の授業指導は子どもの学習権を充足するためのものだ、という前提がある。その前提を満たさない、およそ子どもの学習権を充足することと無関係の授業指導は、基本的には、個別の子どもとの関係での人権侵害の問題以前の、全ての子どもとの関係での（公教育における公権力の正当な範囲を逸脱した権限行使がされたという）客観的法原則の違反という問題だと捉えられる。ゆえにここで、公立学校の授業指導においてある書物のテキストを聞か読むかすることは、一面では、個別の信仰との関係ではその核心的な教えと正反対の規範的メッセージを伝えることだが、他面では、子どもが将来一人前の市民となることとの関係ではそのために必要な情報を伝えることである。そうだとすると、第1に、将来一人前の市民となるための規範的メッセージは、神の教えの次元で正面からその教えを否定するものではないから、その授業指導が当該「宗教的原理とは全く正反対」であるとは実は言えない。幼い子どもにはその区別がつかないのだ、という反論⁽⁵⁰⁾に対しては、第2に、子どもの最善の利益にとって、親の宗教的世界に閉じ込められないことが望ましい、という見地を対置できる⁽⁵¹⁾。親の宗教的世界の外に広がる市民社会の世界の現実と規範に関する

項の⑨〔参照、第I章第5節(3)〕からのもの1点を除いて、全てYoderからのもの。〕。

(48) 反対意見が公立学校の文脈の特殊性に特に意を用いずに「晒露」を論ずるのは、先例はともかく憲法的思考の観点からは適切でないと考えられる（同II章A節、同章D節、中の各記述（*ibid.*, at 2386-2387, 2396-2397））。なお、横田光平「日本国憲法26条1項の基層—子どもと教育の関係—」『憲法研究』17号、2025.11, pp.49-59は、教育の権力性の独特の性格を、学習権の論理に即して教員と子どもの直接の関係を（一方向性でなく）双方向性のものと捉えた上で、その双方向性の関係が非対称的であることに見いだす。

(49) 前掲注(45)を参照。

(50) この趣旨の議論を行うためには、ある書物の内容との関係でそうした区別ができると考えられるのはどの年齢かという議論が必要になるはずである。この点、法廷意見は判断枠組みの記述部分では年齢も考慮する「事実集約的」判断を行うと述べながら（法廷意見III章A節1項の⑩、第I章第5節(2)を参照）、当てはめ判断ではそうした考慮なく5歳と11歳を同じに扱っている、と反対意見は批判する（145 S. Ct. at 2397 (n.12)）。ただし法廷意見は、高校生との違いは論じている（同III章A節2項の④、第I章第5節(3)を参照）。

(51) その一部が6対1（残余部分は7対0）の違憲判決Yoderにおけるウィリアム・ダグラス（William O. Douglas）裁

情報であって、公教育の見地から各年齢段階に応じて触れることが望ましいと一般的に考えられる情報に接することは、子ども個人にとって不利益でなくむしろ利益である⁽⁵²⁾。

以上の考え方に立って、まず子どもに焦点を当てると、公立学校における授業指導において、一定の書物のテキストを聞くか読むかすることにとどまり、信仰の核心に反する何か具体的な行為を行うことに至らない場合には、それを子どもの内心における深いレベルの信仰と衝突するものとみなしてその信教の自由に対する制約だと捉えるのは適切でないと考えられる。次に親に焦点を当てると、そのような公立学校の授業指導は、様々に異なる考え方を持つ我々が共に生きる市民社会の現実と規範の反映であり、親が子どもに宗教教育を行う上で事実上逆向きの力を及ぼす面があるとしても、親の宗教教育の自由を「掘り崩す」ものとしてその制約に当たると捉えるのは適切でないと考えられる。

おわりに

本件導入が親の信教の自由に対する制約に当たると評価するのは適切でないという憲法的思考に基づく結論に従えば、本件導入が仮に賢明でないとしても、その是正は教育専門の見地を踏まえた民主的決定プロセスによるべきであり、憲法がそこに割って入る余地はない。

しかしアメリカの法現実には、それと反対の方向に舵を切った。「もし、絵本に潜む、勘ぐって想像されただけの『あえて触れない』⁽⁵³⁾メッセージさえもが、それが親の宗教的信仰と衝突する場合には、厳格審査の引き金を引くのに十分であるなら、何であればその引き金を引かないのか、言うのが難しい」。「この国の宗教的信仰の多様性に鑑みれば、数え切れない主題が、親が『子どもに教え込みたいと願う』『宗教的原理と正反対』であり得る。愛国主義、女性の権利、異なる信仰者間の結婚、食肉消費、不謹慎な服装、その他数え切れない主題〔のどれか〕に対して暗黙の支持を表す書物が、真摯な宗教的信仰と衝突するだろうし、その結果、多数意見の判断基準の下では厳格な司法審査の引き金を引くことになる」。ゆえに、公立学校は、違憲な状況を避けるためには、様々なあり得る宗教上の異議を想定し、想定されるあらゆる場合について、(x) 親に対する事前通知を行った上で (y) 授業指導からの子どものオプト・アウトを認めなければならない。その行政上の負担を教育現場が担い切れない場合には、面倒な主題を授業指導で扱うことをやめようという萎縮効果が生じるのは必定である、と反対意見は危惧している⁽⁵⁴⁾。確かに本稿の検討によっても、法廷意見のテキスト上、親の宗教的異議にもかかわらず厳格審査の対象とならないような、授業指導に用いる書物の内容⁽⁵⁵⁾上の歯止めは、見当たらない。

判官の一部反対意見は、親の自由だけが前面に出て子ども自身の自由に対する見地が過少である点を法廷意見批判の1つの柱とした(406 U.S. pp.243-246)。この批判は、近代的生活を拒否し一般の世俗社会から隔離したアーミッシュ社会でなく一般の世俗社会の中で各自の信仰生活を営む信仰者に関する本件について、なお一層妥当する。

52) 以上の第1・第2の記述は、公立学校における授業指導という作用が規制でなく給付だ、との趣旨ではない。同作用は第1の規制的側面と第2の給付的側面の両方を持ち、かつ第1の規制的性格は強くない、との趣旨である。

53) 法廷意見Ⅲ章A節2項の⑤は『ボビー伯父さんの結婚式』を分析する中で「書物はクロイの質問の正確な理由についてあえて触れない」と思わせぶりに記すが、その理由は書物にはっきり書いてあると反対意見は批判する。「『ボビーはクロイの大好きな伯父でした』、そしてクロイが『ボビー伯父さんは結婚しちゃいけないと思う』のは『今までと同じように2人で楽しく遊んでいたい』からだ」と物語は説明している(145 S. Ct. at 2391 (n.7))。

54) 反対意見Ⅲ章(その全体構成は前掲注(41)を参照)のB節・C節。引用はいずれも145 S. Ct. at 2393 (B節)。

55) 反対意見Ⅲ章B節は、授業指導で用いる図書教材からさらに、生徒及び教員との相互交流(例、同性配偶者との結婚写真を陳列する教員、LGBTQの親や兄弟を含む家系図を提示発表する生徒)、相互尊重の促進やいじめの抑止(例、ゲイの同級生を「罪びと(sinner)」と呼んだ生徒を叱ることができるか)、といった場面にまで、親

本判決における最高裁のイデオロギー線に沿った分岐は、憲法論だけでなくその前に既に事実把握において生じている。法廷意見 I 章 A 節 1 項の⑤はごく簡単に触れるだけだが、「もともと教委は、『全ての生徒にとって完全に包摂的な環境』を促進するために『地球共同体の多様性を反映する』授業指導用教材—その中には「障害を持つ人々、様々な人種的、民族的、文化的な出自の人々、及び様々なジェンダー同一性、ジェンダー表現、又は性的指向」を含む—を用いることにコミットしてきた」。国語カリキュラムの教材への反映が不十分だとされたのは LGBTQ+ だけではなく、例えば「人種と文化」の観点からアジア系アメリカ人の移民や公民権運動の指導者に関する書物も新たに導入されている。本件の書物について言えば、「困難の克服、波瀾万丈のおとぎ話、結婚など人生の節目のお祝い」という物語書物にお馴染みのテーマをただ LGBTQ+ の人物が登場して奏でるものである。また、法廷意見 I 章 A 節 1 項の⑫は立ち入っていないが、「(1) 教委は新しい書物を国語プログラムの他の全ての書物と同じ仕方で使うよう学校に指示した。すなわち、『生徒が読む力—例えば①登場人物についての質問に答える、②登場人物についての主な出来事を語り直す、③その行動に基づいて登場人物についての推論を引き出す、など—を身に付けるのを支援するために』である。(2) 教委は、物語書物を用いようと用いまいと、『初等学校においてジェンダー・アイデンティティと性的指向についての明示的な授業指導の計画は一切ない』ことを、個々の学校に明言した。(3) さらに教委の〔一般的〕方針は、『ジェンダー・アイデンティティと性的指向』の問題『についてどのように感じるかを変えるよう、生徒や大人の誰一人として求められない』こと、また『別の生徒のジェンダー・アイデンティティ又はジェンダー表現又はセクシュアリティについて、子どもが同意しなかったり理解しなかったりする場合には、その子どもはその感じ方を変えなくてよい』こと、を命じていた⁽⁵⁶⁾。ただし、そのような枠組みであっても、そもそも国語カリキュラムの教材に本件のような物語書物を導入すること自体が「イデオロギー的順応 (conformity)」⁽⁵⁷⁾を狙ったものだと、少なくとも保守派の人々が感じていること、その感じ方を裏付けるような導入側の言動が存在すること、も、本件事実関係と法廷意見の論調から窺われる。

分極化社会において、共通基盤となるべき憲法的価値を着実に前進させるのは、かくも困難な営みである。

(ささき ひろみち)

の宗教的異議を受けた厳格審査の対象が及ぶ可能性を指摘する (*ibid.*, at 2393)。確かに法廷意見の論調からはその可能性を否定できないが、法廷意見のテキスト上は授業指導で用いる図書教材でひとまずの区切りを見いだせる。

⁽⁵⁶⁾ 反対意見 I 章 A 節。引用は順に、*ibid.*, at 2382, 2382, 2383, 2383-2384。更に反対意見は III 章 D 節で、法廷意見の教員向け案内文書の内容理解 (III 章 A 節 2 項の⑪⑫) を批判する (*ibid.*, at 2397-2398)。法廷意見は案内文書の推奨返答が「子どもたちが幾分の宗教的混乱を表明するときには…『人を傷つける』言動をとったと非難するよう教員を促〔す〕」ものであると説いている。だが反対意見は、案内文書の当該箇所をより長く引いて、生徒の「気持ち悪い (weird)。女子として生まれたら男子にはなれないよ」〔強調は反対意見のもの。〕との発言に対して「そのコメントは人を傷つけます。人のアイデンティティについて話すのに中傷語 (negative words) を使ってはいけません。」と返答するよう促すものだと指摘する。また案内文書全般については、法廷意見が引かない別の箇所—LGBTQ であることは間違っていて自分の宗教では許されないとする子どもの見解を 1 つの立場として認めつつ、人のアイデンティティを支持しなくてもその人を尊重と優しさをもって遇すべきことを説く趣旨の問答—を案内文書から引いて、案内文書は相互の礼節と「尊重」と「優しさ」を涵養するものだと述べる。そして反対意見は、上訴人のカップル 3 組それぞれの発言を記録から引いて、ジェンダー・アイデンティティと性的指向に関わらない相互尊重は、彼らが後押しすると述べる正にその価値であると指摘する。

⁽⁵⁷⁾ *ibid.*, at 2378 (トマス裁判官の補足意見 II 章 A 節)。